

第5回佐用町議会〔定例〕会議録（第4日）

平成18年3月8日（水曜日）

出席議員 (51名)	1番	高見誠規	2番	笹田鈴香
	3番	井口春美	4番	小松博之
	5番	吉井秀美	6番	木村愼吾
	7番	青木宏	8番	井上洋文
	9番	福本利基	10番	高木照雄
	11番	岡本安夫	12番	矢内作夫
	13番	広畑寛	14番	石黒永剛
	15番	森本和生	16番	川田真悟
	17番	片山武憲		
	19番	岡本義次	20番	反橋護
	21番	山本幹雄	22番	山田敏雄
	23番	大下吉三郎	24番	坂本順子
	25番	山田弘治	26番	竹内茂吉
	27番	石原俊一	28番	鍋島裕文
			30番	大下東一
	31番	西岡正	32番	山本重夫
	33番	森本和昭	34番	西田政幸
	35番	目黒有博	36番	森崎龍二
	37番	西尾誠	38番	巴忠重
	39番	塩崎幸夫	40番	中尾正俊
	41番	敏森正勝	42番	山田勇
	43番	新田俊一	44番	幸田孝美
	45番	植戸勝治	46番	金谷英志
	47番	松尾文雄	48番	西本俊秀
	49番	廣瀬福市	50番	笠間満
	51番	大久保宏務		
53番	猪口久雄	54番	梶原義正	

欠席議員 (3名)	18番	中井恒治	29番	廣瀬武志
	52番	新田新一		
早退議員 (0名)				
事務局出席 職員職氏名	事務局長	岡本一良	事務副局長	谷村忠則
	書記	坂上晴幸		
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町長	庵道典章	教育長	衣笠孝
	副天文台長	石田俊人	総務課長	小林隆俊
	財政課長	小河正文	まちづくり課長	南上透
	生涯学習課長	岸井春乗	出納室長	小笹和則
	税務課長	大橋正毅	住民課長	山口良一
	健康課長	達見一夫	福祉課長	内山導男
	スポーツ振興課長	井村均	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	住宅管理課長	田村章憲
	地籍調査課長	清水好一	商工観光課長	芳原廣史
	農業共済課長	城内哲久	下水道課長	寺本康二
	水道課長	西田建一	クリーンセンター所長	森脇正洋
	教育委員会総務課長	山口清	教育委員会教育推進課長	芳原清和
	消防長	加藤隆久	上月支所長	金谷幹夫
	南光支所長	森崎文和	三日月支所長	飯田敏晴
	天文台公園課長	杉本幸六		
欠席者 (1名)	天文台長	黒田武彦		
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 一般質問
- 日程第 2 . 議案第 53 号 佐用町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 日程第 3 . 議案第 54 号 佐用町合併振興基金条例の制定について
- 日程第 4 . 議案第 56 号 佐用町まちづくり協議会条例の制定について
- 日程第 5 . 議案第 57 号 佐用町まちづくり推進会議条例の制定について
- 日程第 6 . 議案第 58 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の制定について
- 日程第 7 . 議案第 62 号 佐用町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 8 . 議案第 63 号 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 9 . 議案第 64 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 . 議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 . 議案第 66 号 佐用町地域包括支援センター条例の制定について
- 日程第 12 . 議案第 67 号 佐用町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について
- 日程第 13 . 議案第 68 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 . 議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定について
- 日程第 15 . 議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例の制定について
- 日程第 16 . 議案第 73 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 17 . 議案第 74 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 . 議案第 75 号ないし第 89 号議案について
- 議案第 75 号 平成 18 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 議案第 76 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 議案第 77 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について
- 議案第 78 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 議案第 79 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 議案第 80 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 81 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 82 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 83 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 議案第 84 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 議案第 85 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 議案第 86 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 87 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 88 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 議案第 89 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
- 日程第 19 . 議案第 90 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 20 . 発議第 1 号 「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を
改正する条例について

日程第 21 . 委員会付託について

午前 10 時 00 分 開会

議長（梶原義正君） それじゃ、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日、1 名の傍聴申し込みがありましたので、これを許可いたしております。傍聴者におかれましては、傍聴中、守らなければならない事項を遵守いただくようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は、定足数に達して下りますので、直ちに会議を再開いたします。

なお、3 名の方から欠席届が出ておりますので、報告します。

直ちに会議を再開いたします。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（梶原義正君） 日程第 1 は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なおここである、お願いをしておきますが、会場がまあこういう事で、人数が大変多いので、聞こえにくい方が相当ありますので、このマイクを必ず利用していただくようにひとつ、お願いしておきたいと思います。

それでは、47 番、松尾文雄君。

〔松尾君 登壇〕

47 番(松尾文雄君) 皆さん、おはようございます。松尾文雄でございます。財政状況と行政改革の推進等について、お伺いをいたします。

平成 17 年 10 月に新佐用長町が誕生し、はや 5 ヶ月が過ぎました。合併直後の合併定例会で 3 億 6,000 万の基金を取り崩し、補正を行っております。また、新年度予算におきましては、約 11 億の基金の取り崩しをしなければいけないと聞いております。合併論議の中では、財政力を強め、住民には負担は軽く、サービスは高くという合言葉のごとく合併を進めてまいりましたが、合併しても予想以上に財政運営が厳しいような状況であります。そこで、以下の点について、お伺いしたいと思います。先ほども申しましたように 12 月定例会の一般質問の中で、同僚議員の答弁の中で、町長はじめ、職員は危機的な財政状況であるということを確認しているという答弁もあります。今後、行財政改革、また、職員数適正化をどのように進められるか、また合併前より住民サービスが低下したと、住民の中では言われております。合併して住民サービスが向上、よくなったと言われるサービスについて、伺いたいと思います。

続きまして、播磨科学公園都市は、新佐用町の発展に必要な要素であるということ、12 月定例会にこれも、答弁されてありますが、今後、どのような形で播磨科学公園都市とかわかっていくのかをお伺いします。よろしく申し上げます。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 皆さんおはようございます。それでは、松尾議員からの質問にお答えをさせていただきます。

まず、財政状況と行政改革についてということで、今後の行財政改革また、職員定数の適正化をどのようにすすめるかということの御質問でございます。昨年の10月に佐用町が合併して、新町が誕生いたしました。9月末に旧団体が持ち寄った財政基金、減債基金の合計が22億1,800万円。平成17年度本予算に、3億6,000万円を組み入れた残りは、18億5,800万円となったところであります。

昨年の12月議会で御説明申し上げましたとおり、旧団体の予算が、合併直前という特殊事情があったにせよ、基金繰入額が非常に多く、このような手法をとり続けることは今後、不可能であることを述べさせていただきました。このような状況を受け継いだ新町の財政に、地方交付税の見直し、国庫補助金、負担金の削減など、三位一体改革に伴う、地方自治体への財政支援が縮小されることにより、さらに合併してもさらになお、本町の財政が厳しい状況であります。この危機的な財政状況にあることを職員全員が認識し、歳出全般にわたる徹底した見直しと、予算配分の重点化、効率化を、職員一人ひとりが一層の改革意欲を発揮して、事業の必要性、効果等について充分検討の上、新町における投資的経費は、財源手当として、後年度負担が膨らむだけの起債に安易に頼ることなく、合併特例債や、過疎債等の地方交付税算入があるものを優先的に考え、また、見積額、積算にあたっては、まず、費用対効果、この分析等の客観的な評価に基づく、採択の必要性の検証、再評価による継続事業の見直し等、いっそう徹底することにより事業の厳格な選択を行い、次に財源を最大限、有効に活用するとの観点から、近年の物価水準の動向、規格仕様の見直しによる、単価の縮減、。予算執行の状況等を適切に反映するなど、積算を適正に行っていかなければなりません。そのような基本的な視点に立つと同時に、旧町から、いろいろと引き継いできた課題についても配慮をしながら、新年度予算を編成をいたしました結果、財政調整基金と減債基金合わせて、18年度、新年度予算におきましては、18億5,001万円を取り崩して、編成をいたしました。一般会計の予算につきましては、提案させていただいたとおり、136億2,018万2,000円でございます。しかし、今後このような状況での予算編成は続けることは不可能であります。これまで、旧4町では、それぞれ行財政改革プランを策定し、取り組んできておりますが、合併後の緊急課題といたしまして、佐用町の長期振興計画に関する事業の内部調整、及び町勢の重要事項を協議する政策調整委員会を設置して、12月から委員会を開催し、事務事業の評価に取り組んでおります。

これらの取り組み内容は、新佐用町行政改革マスタープランに基づきまして、まず1番に行政運営の健全化、その中で、行政評価システムの構築、財政システムの改革、役場内部からの改革、これは、定員及び給与関係でございます。また、外部団体の見直し、その次に町民と行政の関係の健全化、また、社会と行政の関係の健全化、これらの項目につきまして、事業内容の見直しを行っていきます。しかし、自治体を取り巻く社会経済環境は、年々、厳しさを増しており、一方では、行政事業は社会経済の変容及び、行財政事業の多様化、高質化に伴って、複雑、多岐にわたるとともに、増大する傾向にあります。また、経済の低迷から地方税の減少や、地方交付税の伸びが低下してるなど、歳入は減少傾向であります。その反面、国庫補助金の縮減などに伴って、公共事業を実施する際に、自治体の負担が増加すると同時に、自治体の全額負担で実施していた地方単独事業の増加によりまして、後年度負担であります公債費が増高いたしております。したがって、このような状況の中、行財政運営の方針や、方向性とその手段、展開の方向、その方法につきましては、社会環境の変化に柔軟に対応できる簡素で効率的な行政運営を行うために、真摯な行政改革に取り組まなければなりま

せん。現在、佐用町におきまして、まちづくり課を中心に協働のまちづくりの推進を行う中で、行政内部の事務事業等の取り組みについて、住民に公表して、事務事業評価を行いながら、新総合計画と財政計画の総合性を確認・検証していく必要があるというふうに、考えております。

次に、合併後の住民サービスの件についてでございますが、合併に伴う事務事業調整につきましては、合併協議会においてそれぞれ、協議・調整をしながら各種の事務事業の調整をしたところでございます。旧町間でサービスのよくなったところ、サービスが低下したところ、それぞれ、調整の中でいろいろございますけれども、合併後の行財政運営は、非常に厳しい、大変な危機的な状況にあることを、先ほども申し上げました。そういう中で、今後、行政改革、事務事業の見直し、組織の改変など、それぞれ住民の生活、サービスに影響する部分の改革もあります。しかし、効率化に伴って、削減をされますこの経費、財源につきましては、またこれを住民サービスに向けて、新たな住民サービス、また、必要な住民サービスのために使う費用になるわけでございます。そういった点から、ひとつひとつのサービスが、良くなった、悪くなったという観点ではなくて、総合的に広い、マクロ的な視点に立って、評価、見ていただければというふうに考えております。

次に、科学公園都市への関わりについてでございます。科学公園都市については、新町まちづくり計画の中にも記載をしておりますが、県・及び関係市町との協力の下、にしはりま科学公園都市の立地を活かして、新たな産業の導入や、雇用の拡大につなげたいというふうに考えております。今年度から、佐用町総合計画を策定することにいたしておりますが、審議会委員といたしまして、西播磨県民局の職員、高輝度科学研修所職員の参画を得るなど、これまで以上に協力体制を築くこととなっております。今後はこれらの関係を基礎といたしまして、科学公園都市との結びつきの強化を行い、総合計画策定において、住民の皆様からの御意見を頂戴して、連絡、バス網の構築など具体的な事業の検討を行ってまいりたいというふうに思っております。以上、松尾議員へのこの場での答弁とさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、松尾君。

47 番（松尾文雄君） 町長、答弁ありますように、非常に財政的に厳しいと。まず、基金、4 町持ち寄りの分が約 22 億。当初、3 億 6,000 万、今回約、11 億というふうな基金の取り崩しで、残り約 8 億ほどになるかと思っておりますけれども、単純に計算しますと、19 年度の予算が組めないような状況が目に見えてるというような状況があります。これまで行われてきた箱もの行政というものは、もう無理だというのが充分に理解できるかと思っております。それは、職員ならず、私たち議員も充分に、認識した上で対処していかなくてはいけないかなと思っておりますけれども、まず、職員定数、よく合併論議の時に類似団体は何名ですよというふうなことが、常に言われておりました。そういった中で、議員定数そのものも、決められたり、いろいろしておりますけれども、よく言われてる夢前の部分をよく例に上げられてたんですけれども。類似団体での職員定数というのは、どのようになっているか、その数を教えてください。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 同じような規模の自治体ですね、職員とどういふふうに比較してどうなっているかということをよく、これまでも言われてきております。ただ、これまでも申しあげましたとおりですね、なかなか、一概に人口規模だけで、職員の人数を比較することは、非常にまあ、誤解を与えたり、困難な部分がございます。ただまあ、そういう事を前提にですね、この職員も、一般の行政事務職、また、いろいろな事業を行っております、現業職ですね、そういう職、いろいろありますので、その点、お汲みいただきまして、夢前町におきましては、一般の職員が100として、今の夢前町、2万1,000ほどの人口になっておりますけれども、149人ということでございます。上郡町が、人口が今、1万8,000余りですけども、198人。香寺町が、2万人くらいですね、それが、169人。ということです。社町で人口が2万で、社町も2万くらいなんですけども、374人。こういうふうですね、各町とも非常にこの数字表で見ると、ばらつきが出るようになっております。その辺が、中身をですね、十分に見てみないと、いろいろな施設をもつたり、いろんな運営をしてると。例えば、消防なり、広域的な行政を、各町で、広域行政をやっている部分は、職員定数に含まれてない。自分とて、単独で同じ消防なら、消防署をもつのは、それは職員に算入されると。というような点がございます。そういう中で、本町におきまして、現在、417人ということになっておりますけども、その中には、特別会計ですね、部分で、職員が約59人。消防職が今、42人ですね。また、クリーンセンター等の、そういう衛生職員が、19人おります。また、本町におきましては、支所というものを置いておりますから。支所のあるとことないところは非常に違います。現在、支所の職員が61人。今おります。そういうものを一応差し引きますと、本町職員、236人くらいという計算になるんですけども。ですから、その辺あの、他の町との比べる、対比するひとつの比較材料として、そういう現佐用町の状況があるということも考えていただきたいというふうに思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、松尾君。

47番（松尾文雄君） 類似団体と言いますと、数字の上から言うたら、約半分くらいというふうな部分がありますけども、町長が言われましたように、4町がひとつになりましたから、確かにいろんな施設、いろんな部分で、必ず職員が同じ数でいい、いう訳ではありませんけども。見れば、多い訳ですから。多いというとまた語弊があるんですけども。まず、職員に余裕があるという部分がありますので、先ほども言いましたけども、住民サービスに、そういった職員を活用していただくことによって、職員が多いということは言われなくなるということですね。ただ、住民サービスというのは、よく補助金をつけるとか、云々ということが皆、住民サービスのように思われますけども、そうではなしに、今、人に余裕のある間にいろんなサービスをする。それがひとつの住民サービスになる。同僚議員が今回の一般質問の中にも、言われておりましたけども、税金の説明でもそうです。10箇所行きよったところを、3箇所か4箇所にしていくというのは、これは住民サービスが低下しているということですね。人が余裕がある間にやれることはしっかりやると、いうふうにしていけば、箱物を作らなくても、住民にとって良かったなといわれるサービスができるということです。非常に細かいことかも知れませんが、やはり、箱物を作るんじゃないかに、人によるサービス、これをしっかりやっていけば、住民の方は納得いただけないんじゃないかなと。また、各支所、せつかく支所を置いてるんですから、各支所間で、サービス合戦じゃな

いけど、そういうふうな部分で、三日月の支所はどうだ。南光支所はどう、上月はどうだというふうな格好で、要するに、支所長にそれなりの権限を与えて、住民サービスの向上していくような手当てを考えていく必要があるかと思えますけども、そういった点、町長、いかがでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 少し私、松尾議員と考えが違うんですけども、職員が多いから、その分でその、当然ね、住民サービス出きるもんを、よりきめ細かいサービスをしたらいんだと。この点については、多ければそういうことに当然、やっていかなければならないと思います。しかし、先ほども合併した後ですね、旧町からいろいろな施設なり、いろんな支所も含めた体制で、住民サービスを行う上で、どうしても現在の職員をですね、多いんじゃないしに、現在のままの施設運営等をやっしていこうとすれば、現在の職員が必要だということになってしまう訳ですね。ですから、今後、財政規模に合わせたですね、この職員定数にしていこうとすればですね、そういう施設等の統合なりですね、そういういろいろと今まで作ってきた、今言われた箱物、こういうものも考えていかなければならないと思います。

事務の、現在、削減できる部分というのは、どうしてもそういう施設を運営する部分は施設がある部分は削減できませんから。事務的なところでいかに効率化をまず、図れるかということになる訳です。だから、その中で図れる削減できる人数というのは、限られていくんですけども。そういうことになりましたと、そういうそのサービス部門でね、人がやっぱし、かかってくる部分を今以上に増やしていくことになれば、全く削減ができないということにもなってしまいます。ですから、決して今、多いうて、今の状況のなかで多いのではなくって、町の財政規模からして、職員数は多いんだと。だからそれをどういうふうにこれから、削減をしていくかという考え方にたって、これからの行政改革をすすめていかなきゃいけないというふうに思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、松尾君。

47番（松尾文雄君） 財政に比べて多いというのは、確かにそうです。ただ、今言う、多い少ないじゃないしに、余裕のある間に、今までそれぞれの旧町でやっていたというサービスというものは、今までどおりやるというのは、それはあたり前の話ですよ。むしろ、合併したからちょっとでも良くなったと言われるようなサービスをしていくのが、妥当かと思えます。やはり、財政の問題、サービスの問題、これ、一緒に考えていかなければいけませんからね。一般企業だったら、もう今年は給料もらえるけど、来年はもらえませんよというような話ですから。やっぱりそこらはしっかりと踏まえていただきたいなと思っております。続きまして、科学公園都市と佐用町との関わりということですけども、まず、この佐用町においては、自主財源といわれるのが、約20億。そのうちに、科学公園都市からどれくらい入るのか、大まかな数字を教えてください。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 税収でありますけれども、17年度の税収におきまして、理化学研究所。まあ、スプリング8に伴うものですが、土地・家屋・償却資産あわせまして、約3億7千万円の税収がございます。しかしまあ、16年度の税収では4億1,200万円ありましたので、約4,200万円の、1年間ですね、減収ということになっております。これは、償却資産がおもなもので、年々償却資産、新しい投資がない限りですね、減っていくということになります。

〔松尾君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、松尾君。

47番（松尾文雄君） 今言われますように、科学公園都市からの税収そのものが17年度で3億7,000万とかいうことでございますけれども、佐用町全体で20億。そういった中で、約4億からが科学公園都市から入っているというのが現実です。今現在、三日月町、新佐用町の住民は居ませんけれども、税収の部分から言いましても、いかに科学公園都市とかかわり、言い方としては悪いんですけども、あそこの場所をいかにして、この佐用町が利用するかということによって、自主財源そのものもあげていくことが出来るかと思えます。そういった意味からしましても、いつも言ってますけども、やはり、科学公園都市と佐用町を結ぶ路線というものを、一日でも早く立ち上げていかないと、いわゆる住民サービスもできないと。19年からは、中・高一貫教育のできる学校ができるというふうになっておりますので、当然、佐用町の子供たちにも、そういった一貫教育を受けていただきやすいような、道を作る必要があると思えます。これまでは、旧三日月町が新都市との係わりを常に言ってきましたけども、やはりこれからは、1個の町になった以上、この佐用町が、今まで以上に関わっていくんだという気持ちを、いろんなところで要求をしてもらい、係わっていく必要があるかと思えますけども、そういったバス路線の構築、これまでいろいろ聞いておりますけども。今一度、今後、どういうふうな形で関わっていくというのを、具体的に教えていただいたらと思えます。よろしくお願ひします。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） これまでもいろいろと、お話をさしていただいておりますけれども、科学公園都市の今後の成熟、これは私たち、新佐用町にとっても、大きな影響がございます。こうした、固定資産税という特定のな税収だけではなくてですね、雇用の新しい雇用の場による若者、また、いろんな住民の皆さんの生活の安定化にも寄与できる、安定した雇用の場の確保にも大きく、これから期待が持てるところでございます。また、子供たちの教育、また、医療機関等においても、リハビリ、また、この障害者のそういう療育施設、そういうものも計画をされております。今後ですね、科学公園都市にそういう施設が集約をされてきて、それをいかにこの佐用町が利用し、そこと関わっていくか、これは非常に大きな課題だというふうに思っております。そういう中で、交通のアクセス、これは、そういう関係をより強化するためにも必要な対策だというふうに思っておりますので、バス路線等も含めたですね、そういうアクセスの充実ということについて、今後、よりよく、より検討を重ねてまいりたいというふうに思えます。

〔松尾君 挙手〕

議長（梶原義正君） 松尾君。

47 番（松尾文雄君） もう時間もありませんので、最後におだけしときたいな
と思いますけども。まず、今定例会の 1 日目に、行財政改革推進委員会の設置という
ことで、条例も可決した訳ですけども。やはり、財政上、非常に厳しい部分がありま
す。そういった中で、財政運営審議会、または諮問委員会等の設置をし、1 日も早く
健全運営のできるような形で取り組んでいただきたいと思います。または、住民サービスに
おきまして、行政で取り組みができるかどうか分かりませんが、そういったところ
は勉強していただきたいと思います。フレックスタイム制を取り入れると。あくまでも行政は 12 時間サービスだと言うくらいのサービス業であるというふうな
認識の中で、朝の 7 時から夜の 7 時までの受付業務ができるんだというようなサー
ビスの向上をしていただくと、この佐用町に住む住民といたしましては、たつの、
姫路に勤務しても、5 時までしっかり仕事した上で、帰ってきてから間に合うとい
うふうな状況のことをしていただければ、非常にありがたく、税収も上がってくるか
と思います。そういったことをお願いしまして、以上で終わりたいと思います。

議長（梶原義正君） 以上で、松尾文雄君の質問は終わりました。続いて、23 番、
大下吉三郎君。

〔大下君 登壇〕

23 番（大下吉三郎君） おはようございます。23 番、大下でございます。

一昨日来、熱のこもった皆さん方の一般質問を聞きながら、3 日目を迎えてやっと私
の登壇でございます。先ほど、松尾議員もですね、熱のこもった質問でございました。
今度、私、あっさり流していきたいなど、このように思っております。

それでは本題に入ります。

過疎地域自立促進計画等々について、町長に伺っていきたく存じます。

「ひと まち 自然がきらめく共生の郷 佐用」として、新佐用町が誕生し、半年
が過ぎようとしております。庵途町長は、8 つの約束を掲げ、旧 4 町の融和と公平な町
制、創意工夫と効果的な行財政運営を目指しておられます。新助役も決まり、いよいよ町長としての手腕が発揮されようとしております。私自身、議員としての任期が終
わるにあたり、過去旧町での取り組み、計画、立案してきた過疎地域自立促進計画と
いうものは、旧各町においての思いを忠実に実施し、しようとしていたものであって、
今後は、新佐用町としてどのようにしようとしているのか、今後は新佐用町としてど
のように取組んでいこうとするのかを、町長に伺っていきたく存じます。

まず 1 点目、過疎地域自立促進計画をどのように町長はとられているのか。

2 つ目、旧 4 町の主な課題、要望事業等、新年度事業を公平に予算化できているの
か。また、今後できるのか。

3 点目、効果的な行財政運営について、町長の考えをお聞きしたいと存じます。

以上、この場からの質問を終わります。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それでは、大下議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、過疎計画自立促進計画についてのご質問でございますが、今回策定をいたしました過疎地域自立促進計画は、旧4町の計画をとりまとめたものでございます。近年の社会情勢は、以前にも増して急速に変化し、行政を取り巻く環境は、いっそう厳しさを増してきております。また、住民の生活様式や価値観の多様化に伴い、行政事情は質・量とも様変わりして、新たな行政課題が生まれてきております。市町合併という時代の大きな転換期を迎える中で、かつてないほど厳しい経済環境の中で、将来を見据え、その変化に対応しながら、過疎地域であっても、更に個性的で活力あるまちづくりを進めていかなければならないと考えております。次の新年度予算が、公平に予算化できているかのご質問でございますが、先に述べましたように、非常に厳しい財政状況であり、財政との兼ね合いの中で、事業を実施していかなければなりません。18年度予算の編成にあたりましては、旧町から引き継いだ行政の継続性に配慮しながら、事業の緊急性、必要性を充分に考慮して、また公平に事業を調整するために、役場内で政策調整委員会を設けて、事業の調整を図ってまいりました。

次の効果的な行政運営についての考え方ということでございますが、私は、行政運営の基本的な考え方は、最小の経費で、最大の効果をあげるということにあると考えております。行政は細かな事務事業の積み重ねで全体が運営をされております。このため、事務を執行する職員一人ひとりの日常的な取組みを通じまして、効率性、経済性、そして、住民サービス向上の視点から、全町的に幅広く事務改善への取組みを進めていく必要がございます。職員のコスト意識を一層高めながら、徹底した経費節減対策を講じるなど、簡素で効率的な行政執行に向けて、今後、努力を続け、継続してまいります所存でございます。

以上、大下議員へのこの場からの、私の答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） 大下君。

23番（大下吉三郎君） 町長の答弁、お伺い、しかと受け止めております。先ほど来から、先輩諸氏の質問の中にも、私の思いが過去そういった自立促進計画というものが、各旧4町の中にそれぞれの思いの中で作られてきたものであります。増して、このものについては、4年、5年間という長期にわたっての各町それぞれの思いが凝縮され、今後、新町の中で、その問題を解消していこうというひとつの新しい新町の中での手腕が、すべて町長にかかっている訳です。町長の公約の中にもあるように、やはり自分がすべて佐用郡を執行していくためには、これくらいなことをやって初めて私が、町長としてやっていくんだという決意の中に秘められておるように、私たち各町民としては、それぞれの、私は上月町出身ですから、上月町の思いをこの凝縮した促進計画に組み込んでおります。これが、4町という形の上で、ほんとに同じ形、1項から10項目にわたってのこうしたひとつの促進計画においてもですね、同じ物が4つ出る訳ではありません。ひとつになっておるかも分からないし、4つ以上出てるかも分かりません。それらを、それぞれ選考、選別しながら、先ほど町長言われております最小の経費でですね、最大の効果をあげるんだと。これはもっとの町長のごことで、われわれもそれを望んでおります。やはりそういった一つひとつの問題は、政策調整協議会というもののの中で、町長は、先ほど検討をしておるということです。こ

れらにつきましても、今後必ず、そういった4町の調整を図り、うまく調整を図っていただきたい。このように私は思っております。そうした中で、町長の今、答弁にもありますように、一生懸命努力していきたいと。その姿については、私もかいたい、思いますけれども。今後、このような効果的な事業・運営を、また、公平な事業・運営をしていきたいとこのように、私は強くお願いする訳ですが、再度、その決意をお聞きしたい。このように思います。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） これまで、各旧町ですね、50年間にわたるこの、それぞれ努力によって、まちづくりをやってきております。そうした4町が一緒になった中にも、やはり、たくさんの方の、思い、課題というものをね、残しながら今度は一つの佐用町として、新しいこの地域づくりをしていかなければならないというのが、私に課せられた課題だというふうに思っております。そういう中で、いろいろと計画、過疎自立計画、また町の振興計画、その中に、町民の思い、住民の思いを入れて、計画を作られてきております。そういうものをですね、新町としては、地域の課題として、しっかりと新町として受け止めてですね、今後、この過疎計画はとりまとめて、大体、すべてのものを網羅しておりますけれども、新町の新しいそういうものを含めた振興計画というものを、今年度、18年度ですね、策定をしまいたします。そういう中ですね、非常に厳しい財政状況、これから、ますますいろんな社会状況、また、新町において、非常にまあ大変厳しい状況に置かれるわけですが、そういう中ですね、どれだけ町民の皆さんが、将来に向けて夢を持てるかと、また、希望をもって生活できる、安心して生活できるかという多くの課題をですね、一つひとつ、まあ、少ない財源の中に、いかに有効に活用してできるかということですね、込めて計画を作って、またそれを一つひとつ、着実に実行していく努力を続けたいというふうに思っております。旧町ごとにのですね、いろいろな課題は、それぞれ違った広い町域ですから、課題は同じではないと思います。地域の特色・特徴は充分生かしながらですね、新町として、調和のとれた、全体として調和のとれたまちづくりを目指さなければならぬというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） 大下君。

23番（大下吉三郎君） 全く私もそのように考えております。やはり、各町というのは、特色のある町でございます。それを1つの町として掲げる中で、その思いはそれぞれの共通するもの、またその地域独特のこともあります。先ほど、町長、言われるように、余り公平にそういったひとつの特色を活かしながら、行政運営をする。これについては、私も、ぜひ、そのようにしていただきたいし、不公平のないように、やはり、合併後の調整については、当然あるべきであります。過去、先輩諸氏の中にも、いろいろとそういった、町長に対しての問題、お願いがですね、この2日間、3日間の中で出てきております。私もくどくど言う必要もございませんが、やはり過疎自立計画というのは、長期にわたってのその、町の住民の願いを司るものですね、たくさん詰められて出ております。一つひとつ、焦らずですね、このことについて正しく、公平に邁進していただきたい。

私も議員生活というひとつの区切りの中で、最後に町長に、そのような願いをです、ね、ぜひとも託してですね、私の一般質問、終わりたい。このように思います。以上です。

議長（梶原義正君） 以上で、大下吉三郎君の質問は終わりました。
これで、通告による一般質問は、すべて終了いたしました。

日程第 2 . 議案第 53 号 佐用町長期継続契約を締結することができる契約に関する
条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 2 に入ります。
これより、提出案件に対する質疑に入ります。
議案第 53 号 佐用町長期継続契約を提携することができる契約に関する条例の制定についてを議題といたします。
これより本案についての、質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） 6 番、木村慎吾君。

6 番（木村慎吾君） この意味は分かるんですけどね、ちょいちょいその町民の中で、いろんな仕事をしとられる方が、前ほど、われわれの仕事がなくなると。何かその町外の業者を引っ張り込みよんと違うかというような意見を、ちょいちょい聞くんですね。これの契約をされるのは、町内優先なのか、そういうこと考えずに、全般的にやられるんですか。どうでしょう。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 基本的にですね、町内で一応その対応可能ないろんな事業につきましても、町内の皆さん方に、業者の皆さん方にね、お願いをすることです。ただ、やはり、いろんな事務・事業内容につきましても、町内ではできない部分もあります。ですから、この条例につきましても、別に町内だけとか、優先とか、町外をとすることを対象にしてるわけではございません。それはまず、基本的にお願ひする、発注をしていく前段階として、町内業者の育成と。町内ですること町内の人に、頑張ってもらっていただくこうという、そういう姿勢は変わりありません。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔矢内君 挙手〕

議長（梶原義正君） 12 番、矢内君。

12 番（矢内作夫君） この条例の第 4 条に、「定めるもののほか、長期継続契約に必要な事項は町長が別に定める」というような、こういうふうな割にこう、いろんな条

例の中にあるんですけども、この場合の、町長が別に定めるといのは、具体的にどういふことが考えられると思われとんか、また割に、こういふこと書きますと、誤解を生じる恐れがあるんやないかなといふことを、ちょっと思ふんですけども。その点説明をお願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） どうしても、条例の中にはですね、すべて、ある程度特例といふものを考えておかないと、対応できないといふことから、「町長が別に定める」といふことを入れてありますね。これ、ほんなら、町長が好き勝手にどうでもできるんやといふことでは、実際運用ではありません。ただ今回の場合ですね、長期契約に必要な事項といふのは、じゃ、それを事務の、事務といふんですか、その作業の内容によって、何年にするのが適当かといふようなことですね、2年契約にするのか、3年契約にするのか、そういうようなことなり、それに、契約に伴う委託事業、また工事である場合と、コンサル的な委託事業、また、管理事業、いろいろ違います。そういうものについては、その事業の内容によって、必要なことを、まず取り決めていかなきゃいけないといふことですので、そういう内容含めたものが、必要な事項といふことになるかと思ひます。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 山本君。

21番（山本幹雄君） 2条の2の下の方に、経済的な調達に支障を及ぼすようなものとかあるんで、これすることによって、経済的にちょっとでも、安く借りれたりできるのかなあと。というには、予算書の54ページ見ると、電算システムなんか、借入れ8,900万円とか、莫大な金額なんですね。こんな金額、5年契約ですむんかな。例えばもうちょっと、逆に、毎年、どうなんやろとか、何か、もうちょっと安くなるような方法ないんかな。そう思ひまして、これ、こんな5年契約、えんかなと。ちょっと。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 電算等におきましてはですね、やはり、リース期間といふ、ひとつの契約、これは商法上のいろいろあります。一応、長期のですね、そういう電算機器といふのは、ある程度耐用年数と言ひますが、更新していくといふ形になって、それがまあ、約リース間、5年間といふね、形で通常取引をされておりますので、買取じゃなくって、リースで、町としても契約をしてるといふ関係で、そういう契約を、電算の場合には、5年間といふような長期契約をしております。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔中尾君 挙手〕

議長（梶原義正君）

中尾君。

40 番（中尾正俊君）

いろいろとそういう契約がありますけども、いろんな契約がございますけども、そういった中ですね、例えば、電気の無線機とかいうのがありますね、そういったものですね、周波数が一緒であればね、どのメーカーでも一緒なんですね、つながる訳ですね。そういうことになると、長期契約というのであれば、1回契約すれば、金額はずっと一定してますね。それから、毎年入札すれば、金額は落ちることがありますね。先ほどまあ、山本議員がおっしゃったように、少しでも安くなる方法はないかということなればですね、長期契約じゃなしに、毎年、入札するという方が安いかもしれませんね。そういったことで、同じ業者ばかり選んでですね、5年間継続してやるというのではなしにね、その辺のところですね、上手にこの入札とかいう中で、この金額を抑えていく形のものを考えていく。それから、それぞれの町内の連絡方法ですね、そういったものにも、同じメーカーばかりを採用していくということよりも、やはりこう、いろいろなメーカーを入れてくることによって、価格を抑えていくということもできるわけですね。そうしないと、ある一定のメーカーだけでいきますと、値段そのものがずーっと一定化してね、これが相場であるかのごとく、継続していくんじゃないかなと思うんですね。そして、それぞれのメーカーがありますけども、あの地区はこのメーカーに任じとこか、というようなね、偏ったような形も出てくることもあるんじゃないかなと。ですから、そういったそのコンピューターのメーカーにしても、また、無線のメーカーにしても、そういったところをですね、うまく長期契約いうのを、そういうふうなその、弊害が出ないようにね、していただきたいなと思います。それから、いろいろな入札関係、それからありますが、なるべくですね、先ほど、木村議員もおっしゃられたように地元の業者をですね、元請につけてですね、そして、他地区の業者をね、なるべく下請けに回してもらいたいなと、思うんですね。指導・監督はね、やはり、この地元の業者がするような形でねする方がですね、細かなそのサービスというんですか、そういったものが徹底できると思うんですね。それから、地元の業者の育成せんとね。いつも、地元の業者は、力をつけない大きな事業には参画できない。そういったことにばかりなってますね。いつまでも、地元業者は小さなものしか、ようしないと。それからまた、その入札に参加していけないというような形になるんじゃないかなと思いますんでね。ぜひとも、この地元の業者でやっていただいて、そして、税金にもつながるようにですね、よその町に、よその市に、市町村に儲けを持って帰られるんじゃないしに、自分とこのこの新佐用町に税金が、税金が落ちていくというような形にですね、やってほしいな。ですから、それぞれの業種がありますね。そういったものがこの、長期契約の中に出てくる場合ですね、なるべく、そういった専門的な事柄が、議員の中にもまた、職員の中にも、得手、不得手がありますね。得手な方がおられると思うんですね。そういった方ですね、また、町民の中にもそういった事柄にたけた方がおられますね。その物事によりけりでね。そういった人の知恵をですね、少しずつでも、借りてですね、他町に負けられないような、税金とそれからまた、運営をやっていただきたい。思います。お願いします。

議長（梶原義正君）

答弁いりますか。

40 番（中尾正俊君）

できればお願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、お話いただいたこと、できることはですね、町としても努力をしてまいりたいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） 鍋島君。

28番（鍋島裕文君） まず、1点目に、第3条の契約期間の5年以内としている根拠。それから、第2条で、1号、2号、3号、1号は商習慣上複数年契約等、2号は経済的調達に支障を及ぼす。3号は翌年度の当初から役務の提供を受ける必要があるため、こういった条件をつけた契約になつとる訳ですけども、1つはその、商習慣上ということであれば、現にそういった長期契約になつてるものがあるんじゃないかということ、それから、1号、2号、3号は、こういったものを、長期契約しようとしているか、今の段階で分かる範囲でお願いします。

町長（庵逄典章君） 担当課長に答弁させます。

財政課長（小河正文君） まず、5年以内というのはですね、先ほどから出ておりますように、5年間結ぶことがほんとに安くなるかどうかという観点に立ってですね、その契約期間は、5年以内。かえって、単年ごとにする方が安い場合は長期継続、もっていかなくて、もう単年度契約とさせていただくということでございます。それから、後の機械等の関係、エレベーター保守点検だとか、それから、警備の関係、セコム等入っております関係の部分、というようなのがございますので、その辺りについても、ほんとにこれ、5年、長期に渡ってするのがいいのか、そこに必要であるかどうかの観点からですね、充分考慮しながら進めないと、すぐに契約にはもっていけないというふうに考えております。

町長（庵逄典章君） 商習慣上、今、現在そういう契約になつてるのは、何ですか。

財政課長（小河正文君） 現在、長期契約でなくしてですね、単年度契約でさせていただいておるということ。でないと、債務負担行為が発生いたしますので、当然そういう中で、現在は長期でなしに、リースにつきましてもですね、単年度のまた、年度更新という形をとらせていただいております。

〔中尾君 挙手〕

議長（梶原義正君） 中尾君。

40番（中尾正俊君） 先ほど、私が申し上げました入札の方ですね、そういったところもですね、毎年やるのでもですね、同じ業者ばかりでね、5業者なら5業者同じもので、何べんやってもこら、同じことになりますんでね、やっぱり談合というんですか。それぞれの業者がですね、やっぱり佐用町は、どこどこの業者に任じとこというようなことやればね、全然、価格は落ちない訳ですね。ですから、新しい業者をド

ンと入れてきてですね、例えば、他地区を入れる場合ですね、うまくその辺は運営図っていただいたら、予算がね、ドンと落ちるんじゃないかなと思うんですね。こういう業者が、「えっ、今回こんな業者が入っとんか」というような形でね、それで、なるべくそういった業者を入れる、選定をする時にもですね、なるべく地元の業者が受けて、そして、元請けはなるべく地元でやれるような方法をですね、いろいろ考えてうまくやってほしいと思います。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） よくそういう趣旨は分かるんですけども、当然この佐用町内のですね、そういう事業所の中に、そういう知識、能力が、技術があるところについてはね、より配慮さしていただいて、指名をしていきたいというふうに思っております。ただ、今言われるその元請けになって、下請けをといるその点についてですね、ただ、地元の業者さんだけが、ほなら、元請けになって、後はほなら、下請けを使って、ある意味では、そういう一枚上に、地元だけが入ったというような、そういう指名はできません。やはり、それを請け負って、請負なり、また業務を契約する以上はですね、その事業者が責任を持って、その契約に基づいたきちっとやっていただくと。その能力があるということが前提でございます。

〔中尾君 挙手〕

議長（梶原義正君） 中尾君。

40番（中尾正俊君） 大企業ほどですね、知識のないものがね、対外入札に入っとんです。そこらをね、やっぱり、土木業界でもそうです。大手、大手というのがね、ドンと出てきますね。出てきとん、1人か2人だけね、監督できとうだけなんです。仕事聞いても何にも知らんのです。そういう現実です。例えば、松下電気いうのが出てきますね、松下電器のね、本社から出てきた人間がね、知っとんかいうんですね。何にも知らんのですよ。ほんとに知っとるのはね、やっぱりその下請けしとるようなところが出てきましてですね、やるんですね。そして、本当の些細な、日常的なアフターサービスね、これはまだこの郡内に居るね、業者の方が知っとんです。やっぱりね、そういったね、専門分野、専門分野がありますからね。ですから、何も知らないね、例えば、知らない知識の中でね、それぞれの業種でですね、入札をしてしまうとね、全然価格が落ちないんですよ。まあ、建築土木言いますとですね、こっからここまでの線いうてありますね。それから、他業種ですと、1円入札で儲けというようなところがありますね。その辺がね、ちょっとおかしいところがあるんですけどね。まあ、今までの世の中の流れの中でそういうふうに決まっていますから、仕方ないんですけども。今、町長がおっしゃられたことよりもですね、今私が言った方の事柄の方がね、世の中ではあるんですよ。そして、そういった業界に私もね、ちょっと足突っ込んでおりますからね、分かっとんです。ですから、言うとんです。やっぱりね、その立場に立たないとね、中身、分からないこともあります。だから、町長にもその辺がそういうこともあるんやなということもですね、加味していただいてですね、新佐用町を盛り上げてほしいと思います。お願いします。

議長（梶原義正君） あの、今の質問は、制定ということよりも、後の運用の問題

だと思しますので、これで打ち切りたいと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 岡本君。

19 番（岡本義次君） あのちょっと関連ということで、お伺いします。

今まで旧 4 町がですね、それぞれコピー機械にしてもですね、リースしていたと思うんですけど、今度合併したらですね、その 1 社にまとめてですね、いわゆる単年度でそういう契約していたのを、5 年にすることによってですね、そういうやっぱり契約金額を安くしていただけるというような方向は取られたんでしょうか。そこら辺はどんなもんなんですか。

町長（庵逄典章君） 担当課長。

議長（梶原義正君） 課長。

財政課長（小河正文君） 現在、このコピーにいたしましても、各町それぞれの契約をなされておりまして。そういう中で、1 社だけでいうんでなくしてですね、当然、各町のを比較さしていただいた上で、安いところ、そのこれまで契約しておった内容等を、充分考慮いたしまして、現在、見積もり等を取っておるところでございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 岡本君。

19 番（岡本義次君） そのような格好でですね、単年度で契約していくというよりは、やはり、長期 5 年間でもして行って、少しでも相手といわゆる一本化した中でですね、安くしていけるもんだったら、そういうような方向でですね、少しでも経費の節減という中でですね、お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ちょっとお願いしておきますが、質問は要点を簡潔にひとつ、お願いしたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） 金谷君。

46 番（金谷英志君） 第 2 条、第 3 項で、先ほどの質問にもあったんですけども、「庁舎等」とありますけども、想定される庁舎等と以外、まあ、庁舎は分かるんですけども。指定管理者の制度もできましたから、その上で、庁舎等、委託があるんですけども。想定されている庁舎等のほかの施設は何でしょうか。

議長（梶原義正君） 担当課長。

財政課長（小河正文君） はい。この庁舎等につきましてはですね、各施設ございますんで、体育館だとかですね、そういうところにも、自動ドアだとかいうようなものが付いておるところもございますんで、そういう全般にわたっての等でくくらせていただいております。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） 高見君。

1番（高見誠規君） ちょっと質問したいんですけども。電算機なんかね、日進月歩の中で、佐用の実際、今ままでやってきたんでも、デコボコもあったと思うんですわ。契約額の。それらの点についてね、契約するとき、留保する事項なんかも、当然設けとかんとですね、新しい機械がドンドン出てくると。古いやつで契約変われへんのやということではね。ごっついロスになるんやないかと思うんで。早もう、何か想定してこの条例を作りよるような感じがするんでね。見積もりしたりしよるということで。そこらは、どういうふうになっとんですか。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

財政課長（小河正文君） はい、前もってこの長期契約をするというんでなくしてですね、長期にわたった契約することによって、経費の節減ができればいう中で、見積もり等もそういう中で単純に考えますと、単年、結ぶより5年なり、3年の方が安いのではないかなと。いう考えの中でこう、見積もりを取らせていただいております。しかし、まあ現在、とっておる中で、さほど、金額には差がないような点が見受けられることもございます。電算につきましてもですね、当然、日進月歩、日に日に変わってまいりますんで、その辺は充分、専門職、話し合いを持ちながらですね、今後まだまだ、検討する余地は充分あると、私は思っております。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） 高見君。

1番（高見誠規君） ですからね、契約するとき、そういう永久的にやるんやないんやと。途中でそういう、例えば、パソコンでもですね、もう4、5万のやつができてくるという中で、そういう継続的にやるんではなしにですね、判断をさしてもらおうという契約書の中に、1項目入れとかなあかんのじゃないかと思うんですけどね。契約するとき。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

財政課長（小河正文君） 当然、契約の中にですね、その期間だとかいうものはうたいますので。それと項目についても充分、調査した上で、当然入れるべきものは入れていかないかんとというふうに。ですから、簡単に、じゃ、5年で契約しますだけではすまないというふうには思っております。契約内容について、充分、調査・検討の上、契約をしてまいりたいというふうに思っております。

1 番（高見誠規君） 調査・研究して契約したらえんですけども。契約書の中にね、そういうふうな変動があった場合、契約主として、意見を言うてやな、契約を解除する場合もあるという、留保事項いうもんを、一項目置くか、置かへんかという質問ですわ。

議長（梶原義正君） 担当課長。

財政課長（小河正文君） 当然、そのような文言はですね、必要な場合は入れなければですね、後々問題になりますんで、その辺も充分、先ほど言いましたように、研究した上で、契約内容を。

1 番（高見誠規君） 入れるか、入れへんかだけでええ。

財政課長（小河正文君） すべて、入れるとは断言できませんけども、そういう入れる方向でいきますので。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。
ほかにないようですから、これで、本案についての質疑を終結いたします。

日程第 3 . 議案第 54 号 佐用合併振興基金条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 3 に入ります。
議案第 54 号 佐用町合併振興基金条例の制定についてを議題といたします。質疑のある方、発言願います。

〔青木君 挙手〕

議長（梶原義正君） 青木君。

7 番（青木宏君） この 54 ですね、合併振興基金条例なんですけども。これあの、条例の性質上ね、いわゆる時限法にするべきじゃないかなと思いますけども。と言いますのは、1 年とか 2 年、あるいは 3 年のね、期限のついた条例にするべきじゃないかなと思うんですけども。と言いますのは、合併振興ということでこれ、条例が作って、これがいつまでもあるというのはね、例えば、10 年、20 年経っても、この条例があるということになってくると、合併振興を 10 年も 20 年も経ってまだ、考えてるんかということになりますんで、これは何年とはここで決めていただく問題で、私が何年とは言いませんけども。まあ、短い方がいいと思うんですけども。期限付きの条例にするべきじゃないかなと思うんですけども。いかがでしょうか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） この基金は、合併特例法によります、合併特例債の基金を創設できるということで、全額借り入れて、基金造成をします。この基金そのものはですね、果実運用、基金の元金を使わずに、果実運用をして、いろいろな合併後のまちづくりの町の振興に活用していくことが基本になっていおります。これは約 21 億とい

う額が、新佐用町の場合には認められてるわけですけども。これに対して、後年度で、交付税算入をいただくという形になっております。そういうことで、これからですね、1,2年で何かの事業に使うというのではなくってですね、今後の新町ずっと、運営経営をしていく上で、やはり長期的に取組んでいかなければなりません。今回の協働のまりづくりということで、地域まちづくり協議会の設置いただいてね、地域ごとの課題にいろいろと取組んでいく上でも、これも1,2年でそれが解決できるものではありませんし、やはり、長い取組みを継続することによって、新佐用町全体としてもですね、このしっかりとした地域づくりをしていくということに、そのために必要な経費を、こういう中から、まかなっていかうということ、充てていかうということでございますのでね、期間をそんなに短くすることはできません。少なくとも、この合併特例法の期限、10年間というのがございますね、ひとつは、大きくは10年間が目標ではないかというふうに思いますけども。

〔青木君 挙手〕

議長（梶原義正君） 青木君。

7番（青木宏君） 分からんことはないんですけどもね、何かこの、条例の題目がね、何か、なじまんような気がするんですね。と言いますのは、合併振興でしょう。合併振興ということは、僕はいつまでもじゃなしにね、短期間で早く、旧4町がね、1つの町になるということなんで、いつまでも、いつまでも、10年も、20年も経ってね、合併振興もないだろうという気がするんですね。町長の説明はよく分かります。内容はね、だけど、町長が言われるんだったら、僕はね、まちづくりの基金じゃないかなと思うんですね。合併振興の基金ということになるとね、条例の題目になじまんような、気がするんですが、いかがですか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） これ、先ほど言いましたようにですね、合併特例法によります、そういうその、国のひとつのこの財政支援という形での特例、合併特例債ということで、振興のための基金ということがうたわれている訳です。それに基づいて、借入れをして、この95パーセント、21億の95パーセントがその起債で借れるわけですね。その後、70パーセントを交付税算入をいただくという形になります。だから、名前にしてもですね、合併特例法の中で規定された形で基金をでありますのでね、そういう名前で名称にしております。これについては、15年償還なんですね。だから、毎年、その21億を15年間で償還し、その償還した金額の70パーセントを交付税算入で、いただくという形になる訳です。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 岡本君。

19番（岡本義次君） いわゆる、こういう合併してですね、やっぱり、佐用の町が良くなったと。いわゆるこの、1条にもありますように、地域住民の一体感の情勢に関する、認められる事業の財源に充てるときとかね、2項にあるように、地域の振興

に資すると認められる事業の財源に。こういうようにうたわれております。ですから、合併してですね、やはり、5年10年かかってでもですね、佐用がキシャリと光ってですね、小さくとも、オンリーワンいうんかね、せつかく、佐用町にスプリングエイトとか、なゆたのですね、世界一の代物が2つもあってですね、それらをうまく、使いこなせてないと思います。ですから、こういう財源を1つにしてですね、やはりみんながそのまちづくりの中ですね、知恵や汗を出しながらね、やっぱりこういうやつを将来、佐用の町はこうやって行くべきだというやつを、階段一步一步上っていくようにね、みんな頑張っこの財源をですね、そういう方向で使っていくようなことで、お願いしたいと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） 吉井君。

5番（吉井秀美君） 第5条ですけども、これ、果実の運用、活用ということなんですけども、括弧1、括弧2、括弧3ありますが、これは、町が主体となってやっていくものなのか、それとも地域ですね、やることを町が認めて、そして、それに果実を活用していくというものなのか、お願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと、この質問ですけどね、町がやるとか、地域がやるとか、これは町全体でみんなですることなんです。ですから、地域の今から必要な皆さん方のいろんな地域づくりのために必要な事業というのはね、町が直接やっていくような事業もあるでしょうし、地域の皆さんと一緒に、基本的にやっていく事業もあります。基本的には考えていくのは、地域の皆さん一緒に考えて言った上で、その事業の内容によって、地域だけでやっていただく事業があるかも分かりませんし、町がいろんな補助事業と一緒にやっていく事業もあるかも知れませんがね。そういう地域づくりということの観点から、基本的なところでまず、考えていただきたいと思います。

〔井口君 挙手〕

議長（梶原義正君） 3番、井口君。

3番（井口春美君） ちょっと、1点、お聞きしたいと思います。第3条の2個になりますけれども、最も確実、かつ、有利な有価証券に帰ることができるということは、あるんですけども。昨今いろいろと株の関係はですね、うまく運用すればですね、運用益も出るように、見受けするんですけども。これは実績として、過去の実績と言いますか、現在の中でのこういった有価証券にかえるような部分というのは、実績としてあるのでしょうか。

町長（庵逄典章君） 財政課長。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

財政課長（小河正文君） 現在までそういう証券で運用したことはありません。

〔井口君 挙手〕

議長（梶原義正君） 井口君。

3番（井口春美君） これは、うまく利用すればですね、運用益というのは、かなり出てくると思いますので、今後はですね、新たな財源を確保するというのももちろんなんですけども。増やしていくということもね、1つは手法としてあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 山本君。

21番（山本幹雄君） 同じこと聞こうかな思ってたんですけど。3条でね、最もかつ有効な方法いうのと、4条でこの基金に出てきた基金に編入するものです。とかなっとうから、運用益が生ずる収益はとなっとうから、これなんか、もう確実に何か考えて、先ほどじゃないけど、株かなんかで考えとんかなとか、そういうふうに思たから聞こうかな思たけど、さき、井口さんが聞いたんで。今そういうのを考え問うわけじゃないんですね。分かりました。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 岡本君。

19番（岡本義次君） 同じ関連ということでね、これ、金額なるべく早くたくさんのお金を借りてね、今だったら、電力債でも買うとったら、ごっつい利子がついていいんじゃないか思いますよ。

議長（梶原義正君） ちょっと、あのね。皆さんの気持ちはよく分かるんですけども、今、議案審議のあれなんで、1つその点をよくご理解いただいたの発言をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。

日程第4．議案第56号 佐用町まちづくり協議会条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第4に入ります。

議案第56号 佐用町まちづくり協議会条例の制定についてを議題といたします。

これより本案についてももの質疑に入ります。質疑のある方。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 11 番、岡本君。

11 番（岡本安夫君） 11 番、岡本です。

これはそれこそあの、合併した新町の 1 つの目玉じゃないかと思うんです。その協働のまちづくりという点で、それでまあ、旧佐用町ではその、公民館活動ということで、こういうことに近いこと、やってたんですけども。いわゆる、旧佐用町でやってきた公民館活動と、この今度のまちづくり協議会との違いっていうんですか。それはどの辺が違うんですか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 公民館活動という名前、公民館という名前でやっててもね、各それぞれの取組みというと、いろんなことやってたと思うんですよ。だから、一律に同じことをきちっとやってた訳ではございません。それはやっぱり、地域の皆さん方が、自分たちの地域をしっかりといろいろと考えて、自分たちに少しでも地域をよくしようという取組み、その取組みがいろいろな形で事業がされてるということです。だから、基本的には、何ら変わりはございません。そういうようにこれからもですね、ある程度、歴史的にも、地理的にもまとまった地域の中で、また、顔の見えるぐらいの範囲の中です。そういう地域の自分たちの地域をしっかりと考えながら、全体の新佐用町、まちづくりにも一緒に貢献して、考えていただくということで、こういう組織を作ろうということですから。何ら、変わりないと思っております。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） 6 番、木村慎吾君。

6 番（木村慎吾君） こういうこと、質問としておかしいかも分かりませんが、このまちづくり協議会のね、理念っていうんですかね、もうひとつ読んでみて、事務的にこういうふうやっていこう、やっていこうということばっかしなんで、そういう点はどうお考えなんでしょうか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） その辺は、今までもですね、そういうことの理念というものをしっかりともっていただかないと、組織作っても、何もそれが実際には成果を上げることはできないということで、先般来もですね、中川先生やら、いろいろなそういうことに、いろいろと今まで実践された方ですね、講演会、セミナーもして、勉強さしていただいております。そういうことで、まず、私は、これは行政の原点に返ることだと思っております。行政というのは、やはり、みんなで行うことによって、1 人ではできないこと、また、地域に必要なことがですね、できるという。そういうひとつの社会の仕組みのなかです。基本的には、この役場というのは、この行政機構というのはですね、それを行うための手段でありまして、この目的ではないと。もともと、基本的には一人ひとり、またそれを作る社会である、地域社会である集落、

またその集落が一緒になったこうした、ある程度広い、昔からの地域の枠組み、また、その自治体、新佐用町ですね、そういう点において、それぞれがやっぱし、お互いに責任をもって、自分たちのために、また社会のために、こう活動していこうという、そういうことが、協働のまちづくりの理念だと。そういうことで、協働という言葉が使われているというふうに、思っておりますし、そのことをやっぱし、よく皆さんに理解をしていただかないけないということで、今、そういういろんな講演会、セミナーも行っております。ぜひ、議員の皆さん方にも参加をいただいて、一緒に考えていただき、また、いろんな意見もいただきながら、取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） 木村君。

6 番（木村慎吾君） 僕もそうだと思うんです。例えば、この前、講演会があったときにね、1 月の講演会は大変話が難しかったけれど、2 回目の講演会は、素晴らしかったですね。やっぱり、経験したことを出しておられますから、佐用町でもですね、役場の入り口の一番西に高い、立っていて、あそこに 1 つの標語が書いてあります。読まれてると思いますけど、僕はあれが 1 つの大事な理念でないかなと思うんです。表のごみ掃きをして、隣へごみをやる人もあれば、隣のごみを自分とこへもってくる人があります。どっちがまちづくりなんだろうか、私も環境議員の会であってやこっちの所を、ずいぶんたくさん見てまいりましたが、「えっ」と思うようなこともやっております。何とかこのまちづくり、余りこう、理屈っぽくならんようにしてもらえたらありがたいと思います。以上です。

〔高木君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、高木君。

10 番（高木照雄君） この協働まちづくりについてですけども、この間、三田市のまちづくりを見せていただいたんですけども、平福のある人から、佐用町の平福は、この整備協議会ということで、総代を中心に各種団体、そして、すべての役員で 20 年以上まちづくりに貢献しております。その中で、何で三田のん、見せるんだらう、最後、平福地区は、20 年間ずっと、そういった形で、道の駅にしても、福祉のあれにしても、いろんなすべて、駅にしても、1 つの部会を作って、総代を中心に実行委員会を作り、その下に各部会を作って、すべての駅前開発、または、道の駅、など、小学校跡地の問題、そういった部会を作って、各住民が集まって、協議して、それを持ち上げてやってきた平福地区です。その中で、なぜ、三田をわざわざ紹介するんだらうかという意見が出ておりました。平福の住民がこうしてやって、平福のまちづくりやろうということで、一生懸命、20 年間頑張ってきたやりながら、新佐用町の中でも、そうした、本当に頑張ってきた地区があるのに、なぜ、三田みたいなところを出すんだという意見が出てましたんで、そのことを一遍、聞きたいと思います。

議長（梶原義正君） 担当課長。

まちづくり課長（南上透君） 議員が御指摘なされたことなんですけども、ビデオをうちの方で映さしていただいたのは、宝塚市の関係だったと思うんですけども。この協働のまちづくりにつきましては、趣旨なり、そういうことは、町長が説明されたとおりなんですけれど、ただ、この場合、合併協の中で、こういう協働のまちづくりを進めようということになった訳なんですけども。やはり、町によって、佐用の場合は分館とか、いろんなことがあって、今までの活動がされておるんですけども、ただほかの町につきましては、今回が初めて組織作りからしていくということになります。そういう中で、なかなかその「協働のまちづくり」言われるんですけども、講演会やいろんなこと、さしてもらいよんですけども、なかなかまあ、イメージ的につかめないという話がいろいろありまして、その中でできるだけ、その具体的に、イメージをつかんでもらう方法がないのかなということ、推進担当者会議いうのをしよんですけども、その中でも、スライド部分の資料を作らしてもらったり、それから、割と宝塚の方がその、インタビュー形式にはなっとんですけども。あそこも平成5年から、協働のまちづくりを取組まれておりまして、歴史がありますので、都市と田舎とはちょっと違うんですけども。そういう部分でイメージ的に、こういうものかなというのを掴んでもらうためのビデオをさしてもらったということなんで、そういう点、ちょっと、佐用でも当然進んでおられると、あるんですけども、それを分かってもらうために、そういう資料を使わしてもらいましたということで、ご了解いただきたいと思います。

〔高木君 挙手〕

議長（梶原義正君） 高木君。

10番（高木照雄君） 担当課長はそう言われますけどね、この今年の国体の花いっぱい運動でも、西播磨の予算の、私とこは平福は、80パーセントいただいておられます。それだけ地域の者がいっしょになって、何とかもりたてよう思ってるのに、三田のみたいなしょうもない、いや、宝塚のような、問題起こすよう地区を出してね、もう少し地元で頑張ろうとこのことをね、やっぱりやってほしいと僕は、思うんですよ。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵造典章君） 高木議員、おっしゃるようになりますね、佐用町の中での平福地域はほんと長い歴史でもって、いろいろとこれまで整備し、いろんな実績もあげていただいております。だから、今後ですね、そういう協働のまちづくりの中で、各地域の活動については、そういう町内ですね、頑張っていたいただいた所もよく皆さんに、勉強していただいて、また、そういうことも参考にさせていただいてね、頑張っていたきたい。ただ、今回のですね、宝塚というのは、市として、自治体としてですね、そういう考え方の元に、全体にその組織を作っていく過程、そういうものを1つの実例として、中川先生という、私とこの指導していただいている方も係わっておられて、やっておられるということで、参考にしてるだけですから、十分にその地域でね、そういうことされて、活動をいただいたということ、このことを、これから新町に広げていくというのは、これから、取り組んでいきたいと思っております。そういう意味では、それぞれ現在の平福地区の活動についてもですね、今後ともですね、なお一層、皆さんに一生懸命そういう考え方の元に、引き続いて頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔井上君 挙手〕

議長（梶原義正君） 井上君。

8番（井上裕文君） まちづくり協議会なんですけども、私、いつも訴えさしていただいとんなんですけども、この集落が消滅していくような、統合しなかったら、運営できないような、自治組織もあるわけなんですけども。そこらの対応についてどのようにされるか、またあの、そういうところが今後、増えてくるということに対して、そういうところに、どういうスポットを当てて、今後まちづくりを作られていくのか、この条例の中じゃ、見えてこないんですけれども。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） そういう地域ごとに、それぞれいろんな直面していく課題がある訳です。そういうことを、じゃその、ほんとに集落が非常にまあ、戸数も減り、ほとんど役員もすることができなく、選出もすることのできなくなったような所をね、その集落だけでは対応できないというのが実情だと思うんですね。だからそれを、じゃ、町が直接、集落とだけの関係でできるかといったらできない。これは、周辺の地域と一緒にやはりその問題について解決に向けてですね、どういうふうにしていったらいいかということ、協力し合わないといけない。そのことが、協働のまちづくりということと考えております。ですから、今回もですね、その集落単位ではなくてですね、そうかといって町全体という大きな組織ではなくって、旧小学校区ごとくらいな地域の中で、まず、そういう課題というものを、校区の課題というものを、みんなで考えて、それに対してどういうふうに取り組んでいって、どういうことをやっぱし、みんなで協力したらいいかということを考えます。その中で出てきた課題、問題について、町としてもですね、やるべき事業、施策については一緒にやっていきましょうということですので。まあ、町はそういうスタンスで、一緒にその中にほなら、集落に任せますというんじゃないです。協働のまちづくりで、その協議会にすべてのことをお任せして、自由にやってくださいというんじゃないで、町の担当職員もやっぱし一緒になって考えて、入って一緒に考えるということですので。

〔井上君 挙手〕

議長（梶原義正君） 井上君。

8番（井上裕文君） 町長の答弁聞きまして、安心しましたですけど、その小さな集落は、私も7件ほどの集落におった訳なんですけど、やはり、その大きな集落と一緒に公民館活動やる場合もですね、小さな集落については、やはり、どうしてもやっぱり引け目を感じるいうんですか、その負担を皆さんにかけるという割合が大きくなってくる訳なんで、そこらのことを、今、町長、答弁ありましたけれども、よく考えてですね、このまちづくりやっていただきたい。こういうように思います。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） 大下君。

23 番（大下吉三郎君） 実はですね、先だって町長の方も、生涯教育等々、それから公民館等々の活動はですね、今後こういった佐用町まちづくりの中に加えていくんだと。行政主体でやっていくということでありまして。ただしながら、まちづくり等、人づくりについては、過去、民協から始まって、今日まで、いろいろと各地域によって、支えてきた1つの実績がございます。その中で、佐用町が行っていた、分館制度。それから、上月町であれば、地区センター等の問題とか、それらを今後の運営等とですね、それから、このまちづくりに生涯教育との接点をね、どのようにして結びつけていくのかと。やっぱりそれが基本になって、新しいまちづくりができてくると、私は信じておるわけですけど、その辺りの公民館制度なり、生涯教育の取り扱い、それから、今度の新町のまちづくりの関係と、そういったものについての接点ですね、これはどのように、町長、考えておられるか、お聞きしたい。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 先ほども言いましたように、岡本議員の質問にも答えましてようにですね、公民館活動と言われる活動という内容と、この協働のまちづくり、みんながこの、皆さんで協議会作って、活動していただくという内容、これはまあ、それぞれの地域の特徴なり、また、実用に合わせて考えていただくことなんで、基本的に私は一緒だと思っております。ただあの、そういう意味では公民館というね、いう言い方でも構わないんですけども、やはりもっと幅、もう少し、今まで以上に幅広くですね、地域の皆さんが全員がやっぱり関わっていただくということの中から、それと行政とのいろんな施策とも連携をしなければいけませんので、行政と一緒にということが、前提で、協働ということで、協議会方式にした方がいいだろうというふう考えた訳です。生涯学習ということですけども、これまでの公民館活動においても、一つひとつ、いろんなテーマ、課題もあったと思うんですけども。やはり、皆さん方が、一緒に集まって、いろいろな活動する中で、地域のことを一緒に情報交換しあったり、課題について皆で考えたりということですね、また、その中でテーマとして、人権学習とかですね、地域の文化活動とか、また、高齢者の方々が一緒にいろんなクラブを作って、趣味を兼ねた活動をされたり、いろんな活動、あったと思うんです。ですから、そういう点についても、皆さんとともに、地域の中でですね、幅広く活動していく。していただくということで、町の、その中でいろんなテーマが出てきたときに、今度、町行政の中での、いろんな担当課、たくさんあります。それを横断した中で、一緒に対応していこうということです。だから、公民館よりかという形、また生涯学習という観点だけの考え方ではなくって、生活そのものが学習であるという観点からですね、これからの活動を広げていく方が、まちづくり、地域の課題により的確に皆が答えられる、対応できるだろうという考え方で活動したいと思っておりますのでね。町長部局で担当していくことが一番、町長部局というのは、総合行政ですから、町長部局の中には、教育なり、そういうことも含めたものはいってるわけです。ですから、そういう中で対応していくのが一番いだろうというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） 大下君。

30 番（大下東一君） 組織の中で、一番最後のところ、下の所に、公共的団体等が推薦するものがあるが、その等という団体は、どういうものにあたるのか、説明願いたいと思います。

町長（庵逄典章君） 課長。

議長（梶原義正君） 担当課長。

まちづくり課長（南上透君） この分につきましては、構成員の関係でございます。組織の関係ですけれども、今、考えております組織等につきましては、地域づくり協議会というのが、校区単位にできます。その代表の方とか、自治会の方、それから、学識経験者等ということで、その公共的な団体という部分の中に、そういうところが入ってくるという解釈でございます。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） 金谷君。

46 番（金谷英志君） 参考資料にあります、規則の方でお伺いしたいんですけども、規則第 5 条、公開の部分ですけれども、「協議会の会合及び会議録は、原則公開。ただし、協議会の決定により、非公開」とありますけれども、目的にあります参画と協働というんでしたら、皆さん、広く情報公開して考えるべきだと思うんですけど、その点、何を想定して、非公開とされてるんでしょうか。

議長（梶原義正君） 担当課長。

まちづくり課長（南上透君） おっしゃるとおり、これ、協働のまちづくりににつきましては、情報を広く公開して、参画していただくというのだが、基本であります。その中で、特に大きな問題等は起きないと思うんですけども、中の状態で、発言なり、いろんなことでそういう状況が出た時の場合のことを書いております。基本的にはすべて、公開ができるというようには、思っておるんですけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） 金谷君。

46 番（金谷英志君） それでしたら、よほどのことがない限りね、公開されるということでしょう。合併協議会でも、小委員会の議論なり、議会はその小委員会の会議はね、傍聴できないという委員会の規則ありましたが、その合併の段階でも、皆さん広く、皆さんどういふふうなまちづくりしたいんかということがありましたから、この段階でも、よほどのことがない限りね、原則公開、これは守っていただきたいと思います。

議長（梶原義正君） ほかにないようですから、これで本案についての質疑を終結します。

日程第4．議案第57号 佐用町まちづくり推進会議条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第4に入ります。

議案第56号 佐用町まちづくり協議会条例の、すいません。57条 まちづくり推進会議条例の制定についてを議題といたします。

これより、本案についての質疑に入ります。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） 2番、笹田君。

2番（笹田鈴香君） お尋ねします。このまちづくり推進会議条例の中ですが、第3条の中の、「推進会議は35人以内の委員で」ということが書かれているわけですが、「これらの学識経験者」とか、こう書かれておりますが、「そのうちから、町長が委嘱する」とありますが、この中に女性が含まれるかどうか、その辺り、たくさん含まれるかどうか、お尋ねします。

議長（梶原義正君） 課長。

まちづくり課長（南上透君） 議員さん、言われておりますように、今、男女共同参画のことで、一定の女の方も入れてほしいという要請ありまして、そういうことから、できるだけ女性の方を入れていただくようなことは考えております。ただし、数がそれに見合うかどうかというのはあれなんですけども。そういうことを心がけては考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） 笹田君。

2番（笹田鈴香君） 私も前、介護保険の策定委員に選ばれた時ですけども、女性が介護に関して今、男性もたくさんお手伝いされますけれども、やはり、女性が少なかったんで、このまちづくりにしても、やはり、女性が入ることによって、いろんなこう、変わった、変わったというか、新しいまちづくりの提案がされるものと思います。ぜひその、この中からも選ばれる時に、今、検討されてるようですけども、ぜひとも応募とかされる時でも、気をつけて少しでも多くの女性が入ることを望みますので、よろしくをお願いします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての質疑を終結します。

日程第 6 . 議案第 58 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の制定
について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 6 に入ります。

議案第 58 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の制定について
を議題といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔井上君 挙手〕

議長（梶原義正君） 井上君。

8 番（井上洋文君） 第 8 条で、事業所等というところがあるんですけども、旧佐用町でも、私、質問させていただいたんですけども、案外その事業所が、設置してないところがあったわけなんですけども。やはり、昼間等については、やはり、事業所、特に、マーケット等に設置がされてなかった訳なんですけれども、この事業所等についてはもっと、どうやっていいんですか。ただ、こういう書き方だけではなしに、強制的なくらいですね、大勢の方が出入りする訳ですから、そういう文面で分けてもいいんじゃないかなと思うんですけども、そこらのことはいかがですか。

議長（梶原義正君） 課長。

まちづくり課長（南上透君） 事業所等も、何名か以上のことがあれば、受信機の設置等の関係を入れるように、確か、あったと思うんですけども、そういうことで、運用の中で、気をつけてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

8 番（井上洋文君） 了解。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） 鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） 総括質疑の中で、基本的に聞いておきます。第 6 条の放送の制限の関係です。電波法の関係だと思えますけども、第 1 号が公選法の 151 条の 5 の規定による選挙運動の放送、だめだということでもあります。旧上月で問題になったのは、政治団体、講演会こういう活動で、防災行政無線を使うのはどうなのかというのが、過去議論されました。以前、議論されました。この新町で、この講演会、政治団体の活動に対する、この放送の使用については、どういう見解なのか。伺いたいんですが。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵谷典章君） 当然、政治団体とか、こういう政治活動に、防災、この無線を使う事はできません。

28 番（鍋島裕文君） 旧上月はできよかった。

町長（庵途典章君） できません。

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） 鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） 旧上月の見解が間違이었다ということを確認できますね、町長。

町長（庵途典章君） 旧上月がどのような放送されたんか分かりませんから、私は今ここで、確認できませんけどね。そういうその政治活動に放送を使うことはできません。

〔塩崎君 挙手〕

議長（梶原義正君） 塩崎君。

39 番（塩崎幸夫君） この4条のですね、1の非常災害、その他緊急事項の通報及び連絡とあるんですが。これがあの、例えば、非常事態、あるいは火災等が起きたときにですね、どういう範囲で流されるのか。その点1つ、お願いします。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

まちづくり課長（南上透君） 火災の件につきましては、うちが直接流すのではなしに、消防署の方の関係になると思いますし、それから、非常時の災害等につきましては、住民かの方が防災等の関連も出てきますので、その放送については、統制の中で、そういう範囲を決めた中で流されるというように思っております。

〔塩崎君 挙手〕

議長（梶原義正君） 塩崎君。

39 番（塩崎幸夫君） どう言いますか。各支所単位、いわゆる旧町単位がですね、そこで切り替えがきかないというように聞いとんですが、各支所単位で流そうと思えば、流される仕組みになっとんですね。

議長（梶原義正君） 課長。

まちづくり課長（南上透君） 今度の防災無線につきましては、4波を合併卓することによって、統一して同じ放送を本部から流せるということは、最大の方式になります。その中でも、旧町からの部分も残っておりますので、旧町から流すこともできます。

ということになると思います。

〔塩崎君 挙手〕

議長（梶原義正君） 塩崎君。

39 番（塩崎幸夫君） 旧町からでなくしてですね、例えば消防署なり、この本庁から流すのにですね、例えば、旧三日月、南光、各旧町へ切り替えて流せるか流せない課ということを探ねよんです。

議長（梶原義正君） 課長。

まちづくり課長（南上透君） こちらから、例えば、範囲を限定して流すことはできません。

39 番（塩崎幸夫君） できるんですね。分かりました。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔幸田君 挙手〕

議長（梶原義正君） 幸田君。

44 番（幸田孝美君） 44 番、幸田です。

この防災無線に関して、1 点だけお尋ねします。旧三日月町の時は、家の中も、外に設置されておられるのも、両方、放送をされておられまして、家の中におらん、田んぼや畑におるときでも、その外で、よく内容が分かっておりましたんですけど、合併してからは、家の中だけで、外のあるのんの放送がないんで、これはどういう意味で合併してこれをとめられたんか、町長に伺います。

町長（庵逄典章君） 担当課長。

議長（梶原義正君） はい、課長。

まちづくり課長（南上透君） 放送の関係と、それから、チャイム言いますか、その時間を知らせる関係と両方あると思うんですけども。放送につきましては、合併でその、無線放送統一するために、合併協の中で協議をされまして、放送につきましては、時間を決めて、定時放送については、朝の 6 時 45 分と 12 時半と、それから、7 時 50 分ですか、その 3 回を定時放送で流すという取り決めがされまして、それによりまして、10 月から定時放送いたしております。それから、チャイム等の関係、時報をお知らせしておりますのは、それぞれ、4 町の中で、多少ばらつきがございます。そういう中で、合併後の中の状況で、一応、チャイム、お知らせについても、その 12 時とそれから、5 時ということで、一応基本的には決められとんですけども、今度、統一して合併卓になることによりまして、その辺につきましても、どういう方法で、まあ、統一した方がええという意見もありますし、やっぱり、それぞれの地域のこと、

地域性も考慮せなあかんというような、いろんなことがありまして、所長等きていただきまして、そのチャイム等の関係について、協議をいたしました。その中で、基本的には12時と5時ということになりますけども、それと、後地域につきましては、やはり地域の自治会で。

町長（庵谷典章君） 屋外に流せなくなったかというだけの話なんや。三日月町はなぜ、屋外の放送を止めたかというだけの話です。

まちづくり課長（南上透君） そいでその、基本的には12時と5時で屋外知らせるのを流しよんですけども。それをそれぞれの支所単位で地域性もございますので、その辺を自治会長さんのご意見も伺った中で、例えば、もう1回流す方がええとかいうことがありましたら、そういうことも含めて、4月までに協議をして4月から、どういう形で流すかということ、またお知らせをさせていただきたいという協議を進めております。

議長（梶原義正君） 幸田君。

44番（幸田孝美君） まあ、旧町で使用しとったように、内線も外線も放送ができるように4月からしてもらいたいように要望します。今まではもう、家の中におらんでも、外におっても、やっぱりその放送で、亡くなられたお方なんかの、よう分かりよったんですけどね。

まちづくり課長（南上透君） 定時放送は、外に流れてないです。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19番（岡本義次君） 岡本です。今あの、課長がですね、火事の場合は、消防署が放送するというので言っていましたけど、先だっの樺坂の火事がありまして、現に取り上げられたことありますけれど、そういう場合、いわゆる近くですね、いわゆる江川地区の方に、そういう放送が入っておればね、江川からも飛んでいって、ちょっとでも早く消火ができたんじゃないかということをおっしゃってましたけども、消防長、お見えになってますんで、今後、放送体系は、上月町の家事の場合ですね、上月町だけであつたと思うんですけども、今後どういうふうになりますか。そこら辺は。

議長（梶原義正君） 消防長。

消防長兼署長（加藤隆久君） はい、緊急放送、火災のですね、緊急放送につきましてはですね、現在、消防団の方でどういう、各旧町単位で流すか、全町でするかというのは、現在協議中ございまして、4月以降はですね、どうなるか、私のところでは把握しておりません。現在は、各旧町地区だけ放送をしております。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 岡本君。

19番（岡本義次君） 今協議されておりますけれど、そういう近くの隣接の場合はですね、近くから飛んでいって早く消火できるということであればですね、旧町だけじゃなくってね、その協議で決まるでありましょうけれどですね、そういう近くの消防団が飛んでいって消せるというような格好の中です。やはり、知らせていただきたいと思います。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。
ほかにないようですから、これで本案についての質疑を終決いたします。
これより休憩に入ります。再開は、午後1時。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

日程第7．議案第62号 佐用町国民保護協議会条例の制定について

議長（梶原義正君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次は日程第7、議案第62号 佐用町国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。これに、質疑のある方は、発言願います。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） 1番、高見君。

1番（高見誠規君） 町長にお尋ねします。この幹事いうのにはですね、委員とかに自衛隊員または、自衛隊退職者を充てる予定ですか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） はい、この条例の制定の理由にも挙げておりますように、そういう武力攻撃事態等にける国民の保護という、そういう事態があった場合の本部であります。そういうことですから、当然、自衛隊の方にも入っていただくということになると思います。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） 高見君。

1番（高見誠規君） 自衛隊の方でも売りこんでくるとかね、この人を佐用、どないやとか、そういうようなことないですか。まあ、例えば、県がですね、助役を派遣しまっせと。というような話がよその町であったというようなこと、あったと聞いたんで

すけども。そういうような格好で、自衛隊の恐らく幹部いうて、昔の将校級かなと思うんですけども。売り込むようなことはないはないんですか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 売り込むというような、その自衛隊、言い方が適切かどうか分かりません。まあ、自衛隊の方から、こういう方を入れたいというふうに要請があるかということだと思んですけど。逆に、私たちもですね、日ごろ、自衛隊といろんな行政上でそんなに緊密な付き合いが今まであるわけじゃないですから。ただ、こういう事態に沿った、目的に沿ったですね、条例を作り、保護協議会を作ることになればですね、こちらから適切な方をお願いするという形での要請になるというふうに思います。

1 番（高見誠規君） 了解。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） 鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） まず。保護協議会条例のこの目的でありますけども、この最大の目的は、佐用町における国民保護計画、この策定というようなことになるのかどうか、これを確認します。

町長（庵逄典章君） 担当課長。

議長（梶原義正君） 担当課長。

住民課長（山口良一君） この協議会につきましてはですね、諮問機関ということで、国民保護計画の審議等をいただくというのが、主な業務になってこようかと思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） 鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） ですから、その国民保護計画を、この協議会が策定するというふうになる訳ですね。

議長（梶原義正君） 担当課長。

住民課長（山口良一君） 計画はですね、町でする訳ですけども、その審議等をしていただくという機関でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） 鍋島君。

議長（梶原義正君） その場合に、法に基づいて、国民保護計画策定するということでもありますけども。これは、いつまでに策定しなきゃいけないのかということ。それから、もし、策定しなければどうなるのかということ。この2点について、お伺いします。

議長（梶原義正君） 担当課長。

住民課長（山口良一君） 国民保護計画につきましては、18年度で計画を実施するということで、予算化もしております。できない場合ということですけども、それは想定しておりません。計画を立てるということで考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） 鍋島君。

28番（鍋島裕文君） 計画、策定しなくても罰則、ペナルティーはないというような、法解釈にもなってるみたいですけども。その辺りは研究してください。そこでその策定の場合に、議会のチェックの関係ですね、新議員のメンバーの方が審議されて策定する場合、するということですけども。議会のチェックということになれば、最大のチェックは、議会に議決ということになる訳ですけども、議会の議決ができるかどうか、それとも、報告のみか、この辺りはどうでしょう。

議長（梶原義正君） 担当課長。

住民課長（山口良一君） ちょっと私も、その辺り研究不足なんですけれども、議会の議決については必要ないんじゃないかと思えます。当然その、機会をみてですね、内容については報告していきたいというふうに思っております。

〔廣畑君 挙手〕

議長（梶原義正君） 続いて、廣畑君。

13番（廣畑寛君） 確認なんですけど、後で委員会付託があるんですけどね、この62号、63号はその予定表には載ってないんですけど、これは委員会付託はないんですか。この2案については、後の62、63は。

議長（梶原義正君） ないです。

13番（廣畑寛君） ない。ないということは、本会議でやる。ここで質疑して、決めるいうこっちゃね。

議長（梶原義正君） 最終日に決めます。

13 番（廣畑寛君） 最終日にね、了解。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） 金谷君。

46 番（金谷英志君） 第1条の目的にあります、これは法律によって基づきと決めるということですけども。ここにありますが、佐用町にとって、武力攻撃事態とはどういう事態が想定されますか。

議長（梶原義正君） 担当課長。

住民課長（山口良一君） いろいろですから、一概に言えないんですけども、一例を挙げますと、テロ攻撃というようなものであると思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） 金谷君。

46 番（金谷英志君） 国の方の答弁としてはですね、1、着陸侵攻の場合ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、弾道ミサイル攻撃の場合、航空攻撃の場合、4つの類型を想定しておりますけれども、具体的に佐用町としてこういう事態が、恐れがあるのでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そんなことは分かりません。ただこれは、佐用町が攻撃がされるということではなくって、日本の国がそういう事態になったときに、各自治体もそれぞれ適切な対応しなきゃいけないということでの条例でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） 金谷君。

46 番（金谷英志君） そういう具体的なことに基づいて、その後の計画が立てられる訳ですから、実際、先ほどの審議もありましたように、委員にしても、自衛隊の方が入るとのことですから、ある程度想定して、この佐用町独自のあるいは計画が立てられると思うんですけども。そういうことで全体的な、具体的な計画の場合には、それがあつて想定として、出てくるんじゃないでしょうか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） ですから、当然、そういうふうなですね、テロ行為、またミサイル攻撃、そういう外国からの武力攻撃があつた場合に、どうするかという、それは佐用町という、私たちの自治体としては、どういう対応していくかということでの

審議になります。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。
ほかにないようですので、これで本案についての質疑を終決します。

日程第 8 . 議案第 63 号 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部
条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 8 に入ります。
議案第 63 号 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例の制
定についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） 高見君。

1 番（高見誠規君） 2 条の 5 項、本部の職員のことですけども、前項の職員は、
町の職員のうちから町長が任命すると。ですから、そういう軍事態勢の中にね、町の
役員、役人いうか、職員も組み込まれていくと。これなんか、従わなったら、どうい
うことになるんですか。で、そういう憲法の精神に反するようなことでね、こういう
制度作っていくという中で、本来、憲法を遵守するというところで、職員が採用の時、
宣誓しとると思うんですが。そういう点でもし「私、よう行きまへんで」と言うた時、
どういうふうになるんか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 当然、職員は、公務員でございます。公務員はその町民のため、
住民のために職務を遂行していくのが公務員の勤めでございます。そういう意味
で、当然、そういう事態が生じたときには、町民、国民を守るために、職員がその任
務につくことは当然でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） 高見君。

1 番（高見誠規君） お尋ねしますけど、公務員法と憲法とどっちが優先するん
ですか。

町長（庵逄典章君） 憲法がすべてのことにあって、その中でいろいろと法律が作
られております。

1 番（高見誠規君） ですから、このたびの法律はですね、こないだも町長と議論
したように、そういうアメリカの戦争に協力していくと。いう中でこういう体制を作

りよるわけです。本来、日本の国は、永世中立ということで、戦争を放棄しとると。ということで、外国の国からは、攻めてこん国というのは、憲法が制定されたときの、僕らが教えられた憲法論なんです。

1 番（高見誠規君） 議長、野次止めさしてください。こんな大事な問題でね、はがしたらあかん。君らみたいなのがおるからな、日本の国は軍国主義の国になってしまいよんや。

〔しばし、口論あり〕

議長（梶原義正君） ちょっとちょっと、不規則発言は禁止してください。

1 番（高見誠規君） そいでね、こういう方もおりますわ。戦争も何にも知らん。戦争を知らない子供たち、いう歌がありますけども。しかしながらですね、そういう中で、町長が言うように、公務員法の方が優先するんだということで、従わんならあかんのやと。これは、おかしいんじゃないかと、僕、思うんですわ。ですから、やっぱり、職員の良心いうんかね、判断さしていくということでないとあかんと思いませんよ。どうですか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 個人の良心といわれるものに、委ねるものではございません。やはり、職務、公務として執行する以上は、それに基づいたその責任を果たしていく。それが職員の任務であると思っております。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、もう1回だけ。

1 番（高見誠規君） そういうことでね、日本の戦争中の、町長なんか、ご存知ないだろうと思うけども、総動員令いうものは、そういうもんなんです。それぞれ、戦争に行きとうのうても、本人の、いろいろ主義者言われる者や、宗教家やクリスチャンや、行きたくないというても、それに従わんならあかんというのが総動員令なんです。ですから、そういうことがね、日本の国でどんどん起こってくると。憲法を守らんと、そういう方向へ進んでいきよるというのがね、今の日本のほんまに政治的な危機いうんかね、ですから、町長はそういうふうに、そこら、従わん職員なんか、こう配置せんだろとは思いますが、そういう矛盾はあるという点を指摘しておきます。終わります。

議長（梶原義正君） ほかに。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 岡本君。

11 番（岡本安夫君） 初歩的なあれなんですけどね、62号、63号の関連なんですけどね、62号については、協議会を設置しておくということで、63号はやっば有事のときに作るという、そういう考え方でよろしいんですか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

住民課長（山口良一君） この本部につきましてはね、武力攻撃あった場合に、それに対抗していくと。いうものではなくて、住民の避難の勧告であるとか、避難命令であるとか、非難の支援ですね、そういうことが目的ですので、戦争というような、そういうイメージとは違うと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 岡本君。

11 番（岡本安夫君） 一応まあ、こういう条例を作っておいて、実際、活動するかどうか別として、国民保護協議会というのは、あらかじめ、何かあったときに、町ではどうしようということを、あらかじめ決めておくということで、いざあったときに、武力行為だけじゃないですよ。時にそれを作っていくのかどうか、それもあわせて、同時に作っておくのかどうかということなんです。

議長（梶原義正君） 課長。

住民課長（山口良一君） この本部についてはですね、各市・町ではですね、任意に設定することはできないということで、そういうことが想定される場合、あるいは起こった場合にですね、国がその指定の通知をしてきます。それによって、本部設置するということでございますので、ともにそういう形については、国民保護計画の中に、おりこんでいきます。

11 番（岡本安夫君） 言うてきたときにするんですね。

議長（梶原義正君） ほかに。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） 高見君。

1 番（高見誠規君） これで止めますけど、役場の職員がですね、赤紙もって走った。徴兵でね。それと同じ事が今、られようとしとるということをおね、ゲラゲラ笑わんと、皆覚えとってもらいたいと思うんです。戦争知らん子は、変な野次飛ばすけど、そういう問題ではないんです、今。ですから、皆若い議員の人もですね、そういう役場の職員が、赤紙持って、その人が大勢、例えば、助役のおじさんでも、1件の家で2人も戦死されとんです。そういうなん、現実に我々、見てきてね、いよいよ、こんな佐用みたいな田舎の町にも、そういう問題が広がってきたなと。ほんまにえらい時期になったなというのを、僕ら実感として思とんで、役場の課長連中以下、ほんまに、

町長、赤紙持ってけ言うたって、抵抗してもらいたいなと、僕は思います。以上。

議長（梶原義正君） ほかに。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 岡本君。

11 番（岡本安夫君） どんなんですか。今の高見さんのあれだったら、まるでその町がね、いざ、有事のときの徴兵でもするような、そういうことまでこん中で縛られとんですか。

〔高見君「そうです」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 担当課長。

住民課長（山口良一君） 先ほど言いましたようにね、その武力に対抗するということではないんですよ。避難とか、そういうことにやっていくということです。

21 番（山本幹雄君） ちょっと、聞くのが反論なのか、ちょっといがめて聞いてください。永世中立国というのは、どこに対しても中立であると。いうことで、自分とこで武力行使します。だから、日本は、武力行使しません。戦争放棄してますから、日本はだから、永世中立国ではありません。はっきり言うて。だれかえらい勘違いしてます。日本は武力行使は一切しないし、戦争を放棄してますから。こういうことを実際問題のなかでは、ちょっと質問いう形にちょっとだけ変えますけども、そうではないんやね。あくまでも、放棄なんやね。いうことで、町長に戦争放棄ですね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 憲法において、戦争は放棄しております。ただ、武力攻撃に対して、守る権利はあるということです。

21 番（山本幹雄君） 永世中立とね、その、（聴取不能）あれしてもろたらええかなと思ひまして。ちょっと勉強不足の人がおりましたんでね。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。
ないようですから、これで本案についての質疑を終決します。

日程第 9 . 議案第 64 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 9 に入ります。

議案第 64 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

ありませんか。
ないようですから、これで本案についての質疑を終決します。

日程第 10 . 議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 10 に入ります。
議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。
ありませんか。
ないようですので、これで本案についての質疑を終決いたします。

日程第 11 . 議案第 66 号 佐用町地域包括支援センター条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 11 に入ります。
議案第 66 号 佐用町地域包括支援センターの条例の制定についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。
ありませんか。
ないようですから、これで本案についての質疑を終決いたします。

日程第 12 . 議案第 67 号 佐用町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 12 に入ります。
議案第 67 号 佐用町在宅介護支援センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、ありませんか。
ないようですから、これで本案についての質疑を終決します。

日程第 13 . 議案第 68 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 13 に入ります。
議案第 68 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、ありませんか。
ないようですので、これで本案についての質疑を終決いたします。

日程第 14 . 議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 14 に入ります。

議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） 高見君。

1 番（高見誠規君） 地籍調査の関係でね、第 2 条の 2 項、町議会議員いうのもって組織するというので、入っておるんですけども、旧佐用町の場合ですね、町会議員をこういう諮問機関なり、委員会に派遣するんかどうかということで、いろいろ議論しとったわけです。そこで、町にお尋ねするのは、ここへ町会議員というのを、入れてもよろしいかということで、議会の方と協議されとんかどうか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 議会の方には、協議はしてないと思います。ただ、これは計画を策定するとかですね、計画を樹立するというもんでなくって、地籍調査を推進するという観点から、議員の方にも入っていただきたいということで、その構成の中をお願いをしてるということでございます。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） 高見君。

1 番（高見誠規君） しかし、その下、ちょっと見てみたらね、2 条 2 項、(3)ですけど、「その他町長が必要と認める者」と。結局、町長の支配下でこの推進委員会を置いておるわけです。ですから、佐用で議論しよったんはですね、議会の議員が、町長の支配下に入るんかどうか。立法府と行政府の独立いうのんが、議会の今の戦後の地方議会の構成になつとるという中で、議員が町長の下において、いろいろ町長に意見言わせてもらおうと、言うんではなしに、町長に意見言うときは、こういう公式の場ないし議長を通して、議会として、こう意見を言う。言うべきなんじゃないかと、僕は思うんです。そういう点は、川田君もおられるしするんですけども、佐用では、ひいてしまおうやないかということで、議論しとった経過があるんですけど。そこら一遍、議会の方でも議論してみないかんのじゃないかと、僕は思うんですけど。

町長（庵逄典章君） 議会でいろいろと協議していただければ結構かと思えます。ただ、私は何でも、そういう委員会とか何とかと同じ様に考えてくるんじゃないかですね、その目的でこの地籍調査という推進をしていくということですから、何らその制約をかけるものでもないし、いろんな条例を作るものでもございません。そういう中で、幅広い皆さん方に、佐用全体として、早く事業が推進できるように、協議をいただくという観点からですね、入っていただいたらいいんじゃないかというふうには思いますけども。それは、議会で決めていただきたいと思えます。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ないようですから、これで本案についての質疑を終決いたします。

日程第 15 . 議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例の制定について

町長（庵途典章君） 続いて、日程第 15 に入ります。

議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

これより、本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔青木君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。11 番、岡本君。

11 番（岡本安夫君） 3 条と 4 条についてなんですけどね、「その施行によって受益を受ける地域の全部または一部」、この「地域」というのは、集落という単位で考えてええのか、その全部と一部を、どういうふうな形で振り分けるのかということと、それと当然、その中で負担の割合が、「1 戸当たり最高 5 万円とする」ということなんですけど、その徴収の範囲について。

議長（梶原義正君） 担当課長。

施設課長（野村正明君） これは、文言のとおりでございまして、受益者がですね、負担するわけでございます。ところがですね、こちら町の方から、地元へは請求行為を起こしますけども、それは集落の区長さんあてに、自治会長さんですか、の方にお渡ししますから、その集落の中でね、例えばですよ、部落の会計の中から、お支払いになるとか、全くの受益者だけで割られるとかね、1 戸当たり 5 万円を限度に。それは自由ですよという意味に解釈していただいて結構でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 岡本君。

11 番（岡本安夫君） ということはですね、仮に 100 戸集落があるところで、その事業をやったとして、その直接、受益受ける者が 10 軒だったとすると。ということは、集落については、5 万だったら 10 軒で 50 万かな。50 万の請求書を出すと。その中の割り振りについては、その集落に任せるといふ考え方なんですか。

議長（梶原義正君） 施設課長。

建設課長（野村正明君） それはですね、第 4 条の方が先にありきなんですよ。事業費に対して、0.25 パーセントですね、1,000 分の 2.5 ですから。それを私どもは、集落に協議しますよね。それを関係者だけで割るのか、部落全体で負担しよやないかということになるか、それは選択の余地ありますよというふうに解釈してください。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 岡本君。

11 番（岡本安夫君） その辺のルールが。じゃ、仮にですね、2.5 乗じたものが、全戸数で割ったものが 5 万円より少なかったらあれなんですけども、その解釈によたらその、5 万円だけ 2.5 より少ないんだけど、5 万円だけ実費払ってもらおうということで済ませるということもできるんじゃないですか。

議長（梶原義正君） 課長。

建設課長（野村正明君） こちらの方の説明不足でもあるんですけども、基本的にですね、この事業は、補助事業、国に関する国庫である場合と、県の方でやる場合、まず、負担がですね、10 パーセントか 5 パーセントのまず違いがあります。それは町の負担です。例えば、1 億であるとすれば、10 パーセントですから、町は 1,000 万。予算化、歳出で組むわけですね、負担金で。その、この趣旨、第 1 条に書いてございますように、町の負担はいくらかでも軽くすると。それから、急傾斜地事業につきましては、御案内のとおりだと思いますけども、いわゆる砂防事業のように、例えば、集落の中のちょうど、集落の入り口で土石流を止めるという事業ではなくて、ともすれば、家の裏のがけ地なんかのね、災害に備える事業、これが色合いが濃いんですね。ですから、いろんなこう、学者さん、おっしゃってますけど、それは個人が負担すべきやというふうな論法もある訳です。しかしながら、この事業は概ねですね、今までの平均で言えば、額的に言えばもう、平均ですね、1 億くらいをするんですね。それと、調査から完成までに約、だいたい、平均で 3, 4 年かかっています。これを個人の方、あるいは町でというのは非常に難しい中で、特に国、あるいは特に兵庫県は、阪神大震災以降降力を入れとりまして、5 パーセントないし、まず、10 パーセントを町に求めますね。その財源としてわずかばかり個人からいただいとる。それが、事業費に対する 1,000 分の 2.5 です。こんなに、定率の負担というのは、あんまりないと思います。個人からいただくというのはね。例えば、そこで分かりやすく言うならば、1 億の場合だったら、25 万なるでしょう。これを町が、集落の区長さんあてに出すと。これを 25 で、基本的には 5 戸以上の関係者でなければ、事業できませんから。5 であれば、うまく 5 万なれますね。ところが、10 戸になれば、2 万 5,000 になるんですか。例えば、それ以下で特殊な事業として、5 戸未満であっても、例えば、クラブとか、主要道路があるとか、公民館があるとかね。そういった場合には、5 戸未満でもいい場合があるんです。その時には、3 戸にしますね。その場合は、8 万くらいのなるでしょう。25 割る 3 で。その場合には、5 万を適用しますよということですから。要は、うちは、お金には名前書いてありませんからね、25 万いただいたらいいと。そういう理屈です。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） もう 1 回だけ。

11 番（岡本安夫君） 丁寧な説明でありがとうございます。もう 1 つだけですね。その地域と集落の付き合いが入り組んでいる家があるんです。それについては、やっ

ぱりその、住所のある集落の方に請求が行くわけですか。

議長（梶原義正君） 課長。

建設課長（野村正明君） それはそういった些細なことではなくて、私が思いますんに、この事業は、非常に多額を要するでしょう。それと、人の命の問題ですから、それまでの条件としてね、まず、その急傾斜地の指定区域の同意をいただく。それから、用地とか、そういった物件的なもの全部、寄付なんです。寄付というか、無償借地なんです。まず、そのことをご理解いただいて、それが例えば、極端に言えば、AとBの集落の真中にあっただとしてもね、それはAさんとBさんの集落の中でお互い理解しあってやろうやないかということには、僕は町は誠意をもって対応すべきやと思います。そのほうが大事やと思います。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） 木村君。

6番（木村慎吾君） ちょっと、お尋ねしますけど、急傾斜地ですね、崩壊になってるんですが、石が落ちる崩落はどうなるんですか。上から石が落ちてくる崩落って言うんがありますね。やはりこれに、崩壊にはめといていいんですか。同じですか。

議長（梶原義正君） 課長。

施設課長（野村正明君） 私、木村議員のようにあんまり科学的に造詣が深くございませんので、間違ってるかも分かりませんが、いわゆる、昨今言われてます防災対策ですね、これは、大まかに言って、私どもの建設関係で言えば、土石流の対策、それから、地すべりの対策、それと、まさにここに書いてあるように崖地を防ぐという対策ですから、それはやはり、行政はともすれば、硬く考えがちだと思うんですけど、僕は常に、住民のために柔軟に考えるべきやと思いますから、今、議員がおっしゃったことは、私はこれに該当するというふうに理解すべきやと思います。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） 木村君。

6番（木村慎吾君） すいません。あのね、一昨年でした。水根で、これはほんとは、地すべりの形で大きんがあったんですが、阪神大震災の直後に、奥海の方ではずいぶん崩落があったんです。僕は何とも思わなかったんですが、西宮のある県議員が、ごっつい阪神大震災のこと大変に言うてやで、あんたところだけやない、うちらも山崎断層がなんじゃ言うて、「一遍、見に行く」言うてね、県の役人、多分上郡からこられたんだと思うんです。で、それを見て帰られた後ね、電話してこられて、「どうしてこれを早く言わないんだ。行政怠けとる」言うて、僕のところへ電話してきて。「僕、行政やないから知りまへん」言うたんですけどね、そういうふうなことがあります。

ますので。それからの延吉の辺では、山の上からごっつい石が落ちてきて、智頭線が1日、止まった日もあるんです。特にこの断層線が多いんで、そういう点、ちょっとよく気をつけていただきたいし、ここもちょっと付け加えたほうが分かりやすいんじゃないかなと思いましたが。はい、以上です。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） 鍋島君。

28番（鍋島裕文君） 旧町時代、旧上月では、早瀬集落がね、これの対象事業であったんですが、合併前の旧町で、上月の排水外で他町でもあったのかということと、それと今度の条例改正で18年度対象想定のね、地域があるのかどうか。この点伺います。

〔建設課長「議長、はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、課長。

建設課長（野村正明君） あの、今おっしゃった早瀬地区については、あの、私も調べましたら、平成13年からやってるようでございまして、お陰さまで平成17年度この3月末で完成を見ております。新佐用町、いわゆる旧町においては、今まで、私、三日月出身ですけども、三日月でも3箇所ほどやっております。それから、佐用町で今現在、長谷の坊地区でやっております。それで、今ざっと考えますに、今継続中、先ほど言いましたように、3年ないし4年ほどかかりますんで、継続中あるいは18年度以降に取組みを集落でしていただいておりますやつ合わせまして5,6箇所ぐらい、まあ計画段階も含めてですけどもでございます。

〔町長 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、佐用町であの、長谷地区と今やってるだけじゃなくて、もう完了しているところは、駅の向こう側の秀谷地区もやってます。

〔鍋島君「秀谷地区。はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） それから、上町ですね、藤綱病院があるうしろ、あの辺もそういうことで実施いたしております。

〔鍋島君「分かりました」と呼ぶ〕

〔植戸君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、植戸君。

45 番（植戸勝治君） はい。まあ、災害ということでなりますと、規模とか、その規模の範囲とか、家屋の倒壊、崩落による家屋の倒壊とか、ただ土砂が流れた、落ちたというだけの場合と、その対象になる範囲とは、どういうことになるんですか。今、課長が言われたちょっと 3 軒以上とか、戸数で言うたら。そういう話じゃないんですか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

建設課長（野村正明君） あの、私どもが建設課で主管してございますのは、まあ、一番トップな国土交通省あるわけですけども、あの、この土石流の危険箇所。あの、簡単に言えば、佐用町で 900 件以上ぐらいあるらしいです。その、今後危ないというところが。その中で、あの、砂防の関係で、砂防事業で該当するであろうというのは 400 強。それから、この急傾斜事業でやるのが 500 箇所強です。それはもう潜在候補としてね。それを今、鋭意集落の方々にお世話になって、今後 5 年間にわたって調査をやっております。それで、冒頭に申し上げましたように、事業費が非常に高うございますので、それと年数がかかるということ。それから、個人の土地を無償で借りる、無償でね。それと、危険区域のいわゆる網をかぶせると。そういったような、まあ若干の、あの、規制がございますので、よく皆さん方に理解をいただいて御協力をいただくという前提で、いわゆる崖地の高さが 5 メーター以上、それから、受益者戸数、いわゆる、逆に言えば危ない戸数が 5 戸。しかしながら、集会所とかそういった公共性がある場合は未満でも結構です。それと、10 メーター以上 10 戸以上になりますと、もっと高率の国のお金がいただいて町も 5 パーセントで助かるというふうな制度でございます。

〔植戸君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、植戸君。

45 番（植戸勝治君） ちょっとあの、この議題に対しての的確な質問ではないんですが、あの、危険度のね、察知というのが今まで宍粟の奥でも大きなね、土石流の何があったんですが、水なりとか山なりとかいうね、ああいうことをよく記事に載ったり、聞かしてもらったりね、するんですが、その辺ちょっとこう付録として教えてもらったら。山なり、水なりというのはあるということ。全然、事故がある前日とか前段でね。何かありましたら、資料がありましたら。

議長（梶原義正君） はい、課長。

建設課長（野村正明君） あの、私、植戸議員のように年齢は年いってませんので、そういったあの、迷信じみたことはよく聞きますけども、いわゆるその科学的なものでやはりその把握していかと、多額のこう、どう言うんですかね、経費を投ずるものがございますから、そこはやはりいろんな科学的な分析もされて、まず危険箇所であるということ住民の皆様方にお伝えし、ハードができるまではそういった事前の学習、いわゆる 1 町のとときには「こういう避難するんですよ」とかね、そういう部分で

我慢していただいて、やはりこう事業課でこちらからモーション、あるいは地元からそういったご要望があったときには、先ほどもうクドクド言いませんけども、いろんな制約の中で御協力をいただいたら、県に協力を要請していくということで、事後、今後推進していきたいというふうに思います。

45 番（植戸勝治君） いや、集落でね、知識人がおりましたらね、「これ、あかんぞ」とかな、「何か危ないぞ」とかいうようなね、予告があったとした場合にね、あの、報告しますから、また、対応してください。以上です。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。
はい。ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。

日程第 16 . 議案第 73 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

町長（庵逄典章君） 続いて、日程第 16 に入ります。
議案第 73 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） あの、まあ、指定管理者ということで、条例改正ですけども。えっと、ここに挙がっている公共施設の条例改正と、それと、挙がっていない公共施設ありますわね、当然。条例でね。その違いは何ですか。つまり、ここに挙げている指定管理者の駐車場の関係、ひまわりの里関係、これらの関係はもう具体的に指定管理者の動きとしてあるから、条例改正されるのか。例えば、ここにはない、あの、公共施設。例えば、当面問題ないから、指定管理者の動きがないから、条例改正を行わないのか。その点をお聞きしたいんですが。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

財政課長（小河正文君） はい。あの、今回ここに提案させていただいております分につきましてはですね、現在あの、委託をお願いしておる施設という中で、指定管理者制度できますので、その名称をして管理者というふうに改めるという中で、今回この改正をさしていただいて、6 月にその第 5 条に基づきます方法によらない指定管理者制度を適用させていただこうというものでございます。

町長（庵逄典章君） いや、だから、指定していないやつが今後問題ないのかという、そういう。

〔鍋島君「そうそうそう」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君） すいません。あの、それで、今回挙がってない分につきましてはですね、今度また6月にさせていただくんですが、これはもう直営と言いますか、あの、指定管理者でなく、これはもう町が直営方式という形で今後また提案はさせていただきます。

議長（梶原義正君） はい。ほかにありませんか。
はい。ほかにないようですから、これで本案についての質疑を終結します。

日程第17．議案第74号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

町長（庵逄典章君） 続いて、日程第17に入ります。
議案第74号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、ありますか。
ないようですので、これで本案についての質疑を終結します。

日程第18．議案第75号ないし第89号議案について

町長（庵逄典章君） 続いて、日程第18に入ります。
議案第75号ないし89号議案についてを一括議題といたします。本案は平成18年度の一般会計及び13特別会計及び1事業会計の予算についてであります。
これより本案についての質疑に入りますが、本案につきましては、先に設置されました予算特別委員会において十分に審議していただけるものと思いますので、どうしても本日質問しなければならない事項がありましたら、要旨を簡単にお願いたします。どうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですので、これで本案についての一括質疑を終結いたします。

日程第19．議案第90号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

町長（庵逄典章君） 続いて、日程第19に入ります。
議案第90号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔川田君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。16番、川田君。

16番（川田真悟君） はい。16番、川田でございます。

この特別職の給料についてですけども、まああの、だいたい特別職並びにわれわれ議員の給料は、報酬審議会にかけて議論するんが適当だと思っておりますけども、町長はこういったことにつきましては、そういうその報酬審議会等にはかけられましたかどうか。

またあの、まだ町長、またあの特別職の職員にいたしましても結果が出てないと、私思っておりますので、まああの、給料下げるんにあんまり反対はしませんけども、いつまでも特定の方がそういった三役に就くわけでもありませんし、まあ民間で言いますと、業績があつてからボーナスをつけるとかつけないとかいう話が出てくるんでありまして、まだいろんな結果が出てきえない間に、まあ心情としては分からんこともないんですけども、まあ給料を下げるということは私はどうかという意見を持っておりますんで、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。以上です。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、川田議員御指摘のようにですね、これまでもこの特別職の報酬につきましては、例えば町長が決めるものでもありませんし、議会でそれを案を作るものでもありません。まあ、報酬審議会の中でやはりその職務に応じた適切な報酬というものが審議されて、その答申を受けた中で議会に諮って決定してきたという経緯でございます。ということなんで、あの、私は現在の報酬額について当然あの、報酬審議会であらゆる従前に答申を受けて定めたもので、尊重しなければならないというふうに思っております。

しかしまあ、その額について、そういう意味では適正な額であろうということでありましてけれども、こうした財政事情、非常に厳しい中でですね、私はまああの、特別職として、これからの特別職の姿勢としてね、あの、報酬についてあえて減額をせざるを得ない、する必要があるので提案させていただいております。今後ですね、あの、まあ4月にはこの議会の皆さんの改選もでございます。その後ですね、報酬審議会等を開催をしていただいて、再度ですね、新町としての適正な報酬額というものを審議いただきたいというふうに思っております。その答申を受けていくらの額になるかは分かりませんが、まあそれに対して、じゃああと本当に、じゃあ実際にいくらの支給をしていくかということについては、またその段階で考えるべきだというふうに思っております。

議長（梶原義正君） いいですか。

16番（川田真悟君） はい。よろしいよ。

議長（梶原義正君） はい。ほかにありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） じゃああの、年間これによるね、町長は約 10 パーセント、助役 5 パーセントの減額でありますけども、年間どのくらいの減額計算されているのかということ。

それから、2 点目に、やっぱりその 10 パーセントにされたその根拠ね。いやあの、引き下げは賛成ですよ。賛成ですけども、10 パーセントは何をもって 10 パーセントに考えておられるのか。その辺りをちょっとお伺いしたいんですが。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、削減によるまあ経費の削減額。それはあと、総務課長から答えていただきますけれども、まあ 10 パーセントにしたということ。これはですね、まだ今、あの、決定にはなっておりませんが、職員におきまして、今度給与改定に伴いまして、一応その給与表の改定の中でですね、約 4.8 パーセントぐらい減額、ただ現行の給与は保障するという中で、まあ一応昇給延伸みたいな形をもって、実際にその 4.9 パーセント、8 か 9 ぐらいの減額の中で給与を定めるという形になっております。

まあ、それと現在ですね、あの、調整手当というものがそれぞれ支給をされております。これが、この度の改正で地域手当という名称になりまして、その地域によってその額が違って来るわけですね。で、5 万人以下の市町にとっては、まだ地域手当を出さないということが原則になってきております。まあ、県なんかにおきましてはですね、これあの、約、神戸市だったら 10 パーセント、そのほかの姫路市のようなところは 7 パーセントとかですね、まああと、たつのとかがそういうところについては 5 パーセントというような額になってるわけですけども。まああの、佐用町にとりましては、今そういう地域手当についてもですね、将来的にはもう廃止せざるを得ないだろうという考え方は持っております。まああの、これは職員の生活給与に係わることでからね、あの、職員の皆さんにも十分にいろいろと協議、話をして、理解をいただいた上で実施していかなきゃいけないんですけども、即これをできるかどうか、するかどうか、この辺も各町によって若干の今取り扱いにばらつきがあります。しかしまあ、両方合わせるとですね、まあ 10 パーセント程度になります。ただあの、この調整手当につきましては、議員の皆さんもそうだと思うんですけども、あの現在は町長も既にかなり以前から廃止しております。職員だけが出てるという形になってるわけです。まあそういう意味では、まあ今回 5 パーセントの減額にしようかなという思いもありましたけども、それに合わせるとすればね、数字的に。ただ、まあそういう意味で、まああの、助役、教育長、収入役は 5 パーセントということにし、その上に立つ町長は 10 パーセントという形をとらしていただきました。

議長（梶原義正君） いいですか。

28 番（鍋島裕文君） はい、よく分かりました。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

はい。ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。

〔町長「いや、ちょっと待って。まだ総務課長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 報酬額 3 人合わせまして、250 万程度。はい、年間。

町長（庵逄典章君） ボーナス。

総務課長（小林隆俊君） ボーナス入れまして。

町長（庵逄典章君） 調整手当は入ってないな。

総務課長（小林隆俊君） 調整手当は入ってないです。

議長（梶原義正君） 鍋島君、よろしいか。

28 番（鍋島裕文君） はい。

議長（梶原義正君） はい。それでは、あの、本案についての質疑を終結いたします。

日程第 20 . 発議第 1 号 「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」
の一部を改正する条例について

町長（庵逄典章君） 続いて、日程第 20 に入ります。
発議第 1 号 「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑ありますか。

〔川田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。16 番、川田君。

16 番（川田真悟君） 16 番、川田です。

この件につきましては、皆さん御存じのとおり、まああの合併前の協議会におきまして、まあ調整事項の中で作られたものでありますから、まあ私は在任期間中はまあこういった案件は出してほしくなかったのが本音でございます。先般、提案者である笹田議員の方から私とこ、まああの、旧佐用町の議員さんには全員がこういったアンケートのお願いが行っとうと思えますけども、私はあえて返事はしておりませんけども、これにつきましては、あの 2, 3 お尋ねしたいと思えます。

なぜ、あの、旧佐用町の議会だけに、議員だけに送ったのか。まあ、公正を期すためには 54 人全員に送るんが、私は妥当だと思っておりますけども。まあ、その考え方を聞かしていただきたいのと、この回答用紙を佐用民報誌上に公表させていただきますと書いておりますけども、この意図はどういう意図か。まあ、御承知のと

おり、まあ4月に選挙を控えておりますんで、またそういったいろんなことを勘繰る方もおられますので、そういった、どういった対処をされるのかお聞きしたいと。

まあとりあえず、まず2点だけお聞きしたいと思います。

議長（梶原義正君） 提出者、笹田君。

2番（笹田鈴香君） あの、川田議員からの質問なんですけども、あの、まず、後の質問になりますけども、元佐用町の議員に渡したのは、一番事情を分かっておられることが、私としてはあの理解をいただけるということで、まずしました。

それと、民報に載せると言いますのは、やはりあの、日ごろもそうですけども、こういった給料が多いということもよく町民から批判されますし、また費用弁償のことなど言いますと、「何で二重取りをするんだ」ということ言われます。そういったことから、皆さんの意見を町民にあの、お知らせするのも、あの、議員としての務めだと思いますので、そういうことを言いました。

〔川田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、川田君。

16番（川田真悟君） まあ、いろんな議論しても話が食い違うんで、まあ次行きますけども、あの、なぜ佐用民報、旧の佐用町だけ出すんですか。新しい新町の佐用民報いうんですか、それには出さんのんですか。

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2番（笹田鈴香君） はい。あの、旧佐用町に出してる、今までどおり出している地域だけです。

川田君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、川田君。

16番（川田真悟君） なぜですか。

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2番（笹田鈴香君） はい。あの、今までからの、あの、経過を見ましても、あの、全町にこういったことを知らせておりませんので、やはりあの、今までの経過を知ってる人に知ってもらうために、旧佐用町の町内に今まで発行してた民報で発行するわけです。

〔川田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

16 番（川田真悟君） あ、私は選挙も控えておりますから、公平を期すためには、同じだすんだったら全域に出してもらいたいと思っております。

それとあの、質問の中身では、報酬をどっかに、これ基金に積立てていう考えで、お金は後で基金にすると、まああくまでも私の考えることでは、これは寄付行為に当たるんじゃないかと思っておりますけども、これについてはどのように考えられますかな。

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） はい。あの、基金に充てるわけですけども、それはいろんな法務局とかにも相談しましたが、それは出来ないということなんで、一応その基金として積立てておいて、今議員である間は、あの、絶対にそういうことは寄付行為になりますので、議員を辞めるときにそれを寄付をすることにして貯めておきます。

〔川田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） もう 1 回だけ。

16 番（川田真悟君） まあ、いろんな解釈があると思っておりますけども、まあ、これ最後にします。えっと、まああの、理由は、まああの、給料の二重取りという考え方もあるらしいですけども、私はあの、もっと経費の削減にいうように、まあ松尾議員もおっしゃってましたけども、まあ相対的に給料が一番圧迫しているんじゃないかと思っております。当然、ゆくゆくは職員の削減もあろうかと思っておりますけども、共産党の皆さんは議員の削減には全然賛成はされておられません。ある程度、今度合併されて、来年ですか、兵庫県で恐らく 12 町になると思っておりますけども、議員定数が 20 人越えとんは佐用町だけなんです。そういった意味でも私は逆に言うたら議員定数を減らしていくべきじゃないかと思っておりますけども、その方が経費の削減にも向かっていくんじゃないかと思っておりますけども、その辺についての考え方はどうですか。

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） はい。あの、議員定数のことに関しましては、今回の議案とは関係ありませんので、お答えしませんが、ちょっと先ほどの言葉で、私があ、言いましたことを修正しますが、あの、旧佐用町の議会の議員の方にはこの文章がいつてると思いますが、2 月の 21 日付ですが、あの、はっきり読みますので、ちょっと間違わないように言いますので、間違わないように聞いてください。「今回の貯金口座振込分の分以降の費用弁償金は、制度が廃止されるまでの間、支給される都度、全額を議員を退職するまで、郵便振替口座に預託します」です。

議長（梶原義正君） はい。ほかにありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

11 番（岡本安夫君） ということはですね、辞められたらまたもらうという解釈もできるわけです。これについての答弁は結構です。

あの、まあ報酬が多いという共産党の皆さんの見解なんだと思います。ちょっと聞いたところによりますと、共産党の方はまた党の方からどういう名称か忘れましてけども、いわゆるその生活援助金ですか、支援金ですか、そういうのをいただいている議員さんもいらっしゃるようですが、提出者、賛成者の中に、過去あるいは現在それをもたらしている方はいらっしゃいますか。

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） はい。あの、それは議案とは全く関係ないことなんで、これが答弁です。

〔石原君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、石原君。

27 番（石原俊一君） 費用弁償でございますが、今、旧佐用町ばかりがやられておりますけど、あの、もらっておったとこと、もらってないとことあったと思いますね。実はあの、上月町は全部費用弁償が出よったわけです。それで、まあ皆さんも御承知のように、これは報酬審議会では報酬は決められますね。それであの、一度報酬を上げてくれえということをお願いしたところ、まあ、上月だけは上げてもらってもいいんじゃないかという回答をいただいたんですけども、そのときに断念したと。断念したがゆえに、その費用弁償はそのときに上げてもらったらこれはないようにするという条件をもって、やってもらったんです。まあ、そういうことがありますので、この共産党が発議しております費用弁償をなくするというについては、若干ちょっと問題があるんじゃないかというふうに思いますが、皆さんの御意見聞いていただきたいと思いません。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

21 番（山本幹雄君） いいですか。はい。先ほど、笹田議員が真ん中で説明の中で、報酬が多いという発言されましたけど、多いという根拠はどこにあるん。

議長（梶原義正君） 笹田君。あの、2 人の合わせて答弁してください。石原君の。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） あの、佐用議会でね、旧佐用町の議会ですけども。あの、前から言いますと、私が入ったときには費用弁償がありました。でも、それは、あの、費用弁償がついて、何でこういうのがついたんだろうと私自身も思ったし、多分、初

めて議員に当選された方は費用弁償を見て、給料の余分になぜこういうのがついたのかと最初は不思議に思われたと思うんですね。でも、あの、もらってるうちに、これは儲けたと思う人が出てきたんだと思うんですが、でも、やっぱり佐用の議会では、これは二重取りいうことでだめだいうことでね、あの、一応決まったわけです。で、今回出てきておりますので、この私どもは反対を、廃止を提案してるわけなんですけど、この給料が多いと言いますのは、ということは、今の山本議員は少ないと思われてるんですか。まず、それを聞きますが。

〔山本君「違うかな」と呼ぶ〕

2 番（笹田鈴香君） もし、少ないと思われてるんだったら、私が多いと思うのは、今のこの不景気な世の中に、まして今も町長の方、当局からもあったように、給料を10パーセント下げよかという提案もされております。その前からも考えても、やはりリストラとかまた倒産とか、そういったわけで仕事がなくなったりする人がたくさん出ております。この不景気の中で、この給料、計算してみますとね、多分あの、また旧佐用町で言われると、また変にとられるかも知れませんが、大体計算しますと、年4回定例議会がありますね。開会日と閉会日がもちろんあります。あと、一般質問が佐用の場合は2日間、そして、決算委員会と予算委員会で2日ずつとると、月に1回の議員連絡会を計算すると40回になるんですね。まあ、それにまだ臨時議会も入るかも分かりません。それを計算すると、月に大体3日か4日の出勤ということになります。その4日間に月22万8,000円というお金は高いと思います。で、その上に、ボーナスが年4.5倍出てます。これはやはり高いと思います。

〔山本君「いいですか」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） あの、まあ、僕、笹田議員はええ議員やなあと思います。笹田さんの論議で言うたら、僕は、笹田さんの給料の半分もいらんわなと。笹田さんの論理でいくんならね。ただ、僕ら議員っていうのは、町長にいろんな意見さしてもらおう、またここに前におる各課長さんにいろんな意見さしてもらおう。その上において、どういうことかいうたら、あのね。

〔高見君「ちょっと言わなあかんで。わしのときばかり言うて」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと。

21 番（山本幹雄君） で、結局ね、議員というのは1年365日、議員なんです。ほんで、例えば僕が今日ここにいてるから議員なんじゃない。分かりますね。普段、町民といろんな話をし、いろんな意見を聞き、いろんな考え方を聞き、それをもって議会に臨んどう。だから、ここが議会じゃないんです。議員である活動じゃない。それ以外でいかに動いておるか。だから、笹田さんみたいにここだけで議員です言うとなは、あれいい議員やなあ思て、こうつくづく関心します。私はそんな議員にはなりたくない。以上。

議長（梶原義正君） はい。あの。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

11 番（岡本安夫君） あの、先ほどの議案とは関係ないということでお答えしていただけなかったんですけども、大きくまあ報酬と考えた場合、まあ笹田さんの御意見では今では多すぎるという意見。となると、私は、まあずっと前に聞いた話では、あなた方共産党の方は、いくら減らしても片方で補償されると、そういう立場にありながら、まあこうぬけぬけと「報酬を下げ、下げ」ということが、あたかもというような感じに取られるということもあるので、先ほど私がしました質問に対して、それこそ情報公開を旨とする党ですので、正々堂々と公開していただきたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、笹田さん。

2 番（笹田鈴香君） それは言う必要はありません。

11 番（岡本安夫君） あのまあ、ここでこういうこと言うと泥仕合になるんですけども、そういうことは都合のいい情報は隠して、都合のいいことだけをやるというスタンドプレー的なニュアンスにもとりかねないので、そういうことはぜひ公開していただきたいと思います。

議長（梶原義正君） はい。

2 番（笹田鈴香君） 議案とは関係ないので、できないというのが私の答弁です。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔西岡君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） はい。あの、先ほど私も申し上げたいと思ってたことを川田議員がすべて言われたようなことなんですけども、なぜ今提案なのかということをお聞かせ願いたい。これはですね、合併する以前に、正・副議長がそれぞれの町の中で調整して持ち寄った結果が今日の結果なんです。で、合併してから 5 箇月ほどになるわけなんですけども、やはりそれぞれの町の中で決定し、佐用郡の 4 町の議会、正・副議長の中で決定した、それが 5 箇月も足らないうちにすぐ提案されるというのは、ちょっと私には理解しがたい。なぜ、今、提案なのかということをお聞かせいただきたい。

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） あの、私もその振込である金額をね、見てね、1 万 2,000

円も入ってたんです。まあ、その人によってそれぞれ違うんで、延べ人数にすると 89 人ですか、の人に入ってるわけなんですけども。なぜこの時期にというのは、やはりその入ってびっくりしたのと、あの、合併してその削減を言われる中でね、やはり経費削減と言われる中で、やはり町民的に見ても、あの、今、今度、ちょうどこの合併をしましたから、あの、12 月分から入ってるわけですね。で、やはりこの新しくこの任期も終わります。だから、その前に提案をして、新たな気持ちでこの条例を制定をしていただきたいということで提案をしております。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） あの、私はむしろ逆じゃないかと思うんですね。今、決めてきたものが守らずにということじゃなくしてね、やはり新しく議会が選挙されまして、新しく出てきたメンバーで変えるというのは、これは私、理解はできると思うんです。けれども、自分たちが決めてきたことをまだ 6 箇月もしないうちにそれを提案するというのは、あくまでも、まして、4 月の選挙前に提案されるということが、私には理解がしがたいところがございます。で、先ほどからずっとですね、財政極めて厳しい中という、なるほどごもっともなことおっしゃってるふうに私は思うんですけれども、これも先ほど、川田さんが言われたようにですね、財政削減と言われるのであればね、もっともっと議員削減、これは佐用郡住民がすべて思ってることです。しかしながら、22 人定数を決めたことは、いろんな住民の意見を最初は聞こうやないかということでありますけども、財政を削減を述べられるのであれば、やはり議員削減、今の宍粟市が人口から見て 26 名、それしますと、今の佐用の 22 名は非常に多い。ですから、私はあの、今の状況の中で議員の削減という形の中で、財政極めて厳しい中と言われるのは理解できるんですがね。それは、あなた方が反対されとるわけですけども。その違いを、どう考えとってんですか。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田さん。

2 番（笹田鈴香君） あの、議員は、私どもは最初から法定数、ちょっと言葉が違うかも知れませんが、法律で決められたのは、今の佐用町ですと最高 26 人まで決めてもいいわけです。それを 22 人に決まってしまったわけなんで、不服ではありますけども、ここでもう削減はされてます。で、費用弁償につきましては、さっきも言いましたように、あの、まずもらったことでびっくりもしたんですけども、あの、佐用ではその費用弁償がありませんでした。それが、今度新たにできて、決まったとはいえ、川田議員もさっきも言われましたし、あの、今までの旧佐用町の議会の中でも、あの、佐用のことを、あの、一生懸命主張してきたと。しかし、上月の議員とかほかの議員に押されて、これが合併協で決まってしまったということを報告を受けておりますので。

〔西岡君「だれがそんな報告したんや」と呼ぶ〕

〔川田君「はい、議長」と呼ぶ〕

〔山田君「はい、議長」と呼ぶ〕

〔西岡君「ちょっと待って」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って。はい、どうぞ。

31 番（西岡正君） はい。あのですね。ちょっと待ってくださいね。先ほど私も全然分からなかったんですが、川田議員の方から何か文章が佐用の方で出されたという話を聞いてます。その中の答弁です、佐用の議員はそのことの意味を十分されてると思うんで出しましたということでもありますけれども、これはあの、費用弁償の廃止をしたのは佐用町だけじゃありません。南光町もしてます。南光町もいろんな財政事情の中から費用弁償を廃止してまいりました。そういう状況でありますけれども、やはり新しい町に臨むに至ってですね、全議員の議論の結果が支給ということになってるわけですから、まだ 5 箇月余りありますんでね、私はそういう考え方は本来あの、議会の権威に係わるもので、決めたことを 5 箇月もしないうちにまたやり直すということは、住民に対しても申し訳ないような気がいたします。以上です。

議長（梶原義正君） はい、川田君。

16 番（川田真悟君） あの、笹田議員に発言の撤回求めたいと思います。私あの、押し切られたというようなことはひとつありませんよ。これは、皆さんも御存じのとおり西岡議員も言われましたけども、正・副議長、もちろんそれ以外に調整委員会がありましたんで、委員会の中で決まった話をしただけなんで、その決まるまでの議論の中ではいろんな議論がありました。今もお話のとおりもらってるって、もらってないって、そういった中の調整でありますんで、押し付けられたわけでも何でもありませんから、それは撤回してください。

それともう 1 件。あの、私の質問にはあなたは答えなかったけど、なぜ西岡議員の質問に答えられるんですか。その辺も全然一貫性がないじゃないですか。もうちょっと発言慎重にしてくださいよ。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笹田さん。

2 番（笹田鈴香君） 言葉としては、その「押し切られた」という言葉は悪いかも知れませんが、あの、しかし、議員連絡会の報告では、あの、こちらの佐用の意見を主張してきたということ言われましたので。ちょっと、言葉としては、あの、おかしかったかも知れませんが、一応、佐用の意見を言ったということ言われました。

〔山田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） いや、ちょっと。川田君と山田君が一遍やったな。ちょっと待ってね。あの、はい。

25 番（山田弘治君） あ、今、私もあの、その調整委員会のメンバーとしては、まああの、出席をさしていただきまして、この費用弁償の件についてもあの、係わりを持たしていただいております。今、議員さんが言われましたように、当然議論の中にはいろいろ出ます。出ますが、総論としてまとまった場合は、だれがどこの町がどないという話ではなくって、当然守っていただかねばならないというふうに私は思っております。ほんで、あの、なぜこの4月を目前とした時期に、こういうような提案をされるかということにつきましては、私非常に疑問を持っております。疑問をね。だから、笹田議員にしても、上月がすごく押し切ったさかいどうじゃという話は全く失礼な話なんで、あの、私からも撤回をお願いしたいと思います。

議長（梶原義正君） ちょっと待って、ちょっと待って。はい、笹田さん。

2 番（笹田鈴香君） はい。あの、まあ報告の際には佐用のことを、そういうのは要らないと、今までもらってなかったということをずっと言ったということを聞いてますので、あの、受け取り方はどうか分かりませんが、一生懸命佐用の今までのことを川田議員は言ってくれたと思います。あと、決まったことに対してはね、そのまま今引継がれて、その費用弁償、皆さんの懐にも入ったと思うんですけども、あの、やはりそのことに対して、今なぜかと言われますと、やはり別にあの、今がどうこうじゃなくって、今決まってこう報告されて、結局、本当の費用弁償が入ってきたのは2月の給料でしたか、で入ったわけで、それを見て、これを提案すること。前々から費用弁償とか給料が上がることには反対してきておりましたので、これをきっかけにこの議会に提案したわけです。

〔山田君「いや、ちょっと議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

25 番（山田弘治君） だから、今言うように上月町が非常に強く主張されたということについては、当然議論の中ではお互い出ます、いろいろ出ました。その件について撤回をしてほしいということをお願いしとんです。その発言を。

〔高見君「川田議長が言いよったぞ、そない言うて」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） あの、上月の議員からは今までのように出してほしいということね、ずっとあの、言われたということは報告で聞いておるんですけど。

25 番（山田弘治君） 強くいうて言うたがな、今。ひとつの意見としては、それを撤回してくださいって言うとんです。

2 番（笹田鈴香君） 私から聞くと強くに聞こえました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。あの、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。賛成してる方の議員として質問いたします。まああの、なぜこの時期にというようなことで盛んに出ておりますけども、私これ質問しますが、この費用弁償の問題についてね。

〔松尾君「賛成者が言うんはおかしい」と呼ぶ〕

28 番（鍋島裕文君） いや、そんなことない。質問はできる、だれでも。
まず、この議会とは何なのかということでありまして。議会というのは、町民の声を受けて、大いに議論する場でありまして。これは明白ですね。で、この費用弁償問題についても、当然のことながらこの決まるまでに、私どもは廃止すべきだということは意見出しました。少数ではありましたがね。意見として出しました。それで、議論をしてきたわけです。ですから、この正式な本会議になって、そういう意見を持つてる議員がこれは正しい姿でないと思えばですね、やはりこれは地方自治法に保証された議員提案権を活用して、議会の中で何がほんまかよう議論するためにね、議員提案するというのは民主主義のあり方として当然のことだと思います。その結果は、議論の結果であります。そういう立場から今回この議員提案が、費用弁償廃止がね、必要だということで提案されたら、私はそのように感じているわけでありましてけども、笹田議員違いますか。

〔笹田君「そのとおりです」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっとすいません。あの、ちょっとあの、お諮りいたしませんけど、これあの、いくら議論をしても交わるところがないと思いますので、いずれあの、あれですあの。本会議で採決しますので、そのときに決着をつけたいと思いますので、今日はこれあの、この議論は打ち切りたいと思います。

日程第 21 . 委員会付託について

町長（庵邊典章君） はい。それではあの、続いて日程第 21 委員会付託についてであります。

お諮りいたします。お手元に配付いたしております議案付託用のとおり、それぞれ所管の常任委員会等に審査を付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会等開催のため、明 3 月 9 日から 3 月 28 日まで本会議を休会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議ないと認めます。よって、そのように決めます。次の本会議は、来る3月29日、午前10時より再開いたします。

なお、ちょっとここでお知らせ方々、お願いをしておきますが、休会中になりますけども、当局からの申し出によりまして、今日あの、お配りしておると思うんですが、あの、予算書。昨日配っておると思うんですが、これの審議をいただくために、16日に休会中ですが本会議を再開したいと、こういうふうにあの思っておりますので、御了承いただいております。

〔「もう1回言うてください」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 16日にね、昨日お配りしたあの、補正予算書、あれの審議のために、休会中ですが16日に本会議を再開したいと、こういうことなんです。

議長（梶原義正君） そうです。

〔「説明だけやる」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） いや、その日に即決します。

〔鍋島君「提案して即決するの」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） いや、それはその日に。今日はいわゆるこういうものを出しますというのをもらっとるだけで、あの、提案の説明は16日にしてもらいます。

〔「特別委員会の後でやる」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 特別委員会がもし16日まで続けば、その後になりますし、それから15日に終われば16日はこの本会議だけということになります。

それであの、町長。これで閉会なんです、その前にちょっと町長から発言を求められておりますので、町長どうぞ。

町長（庵邊典章君） どうもお疲れさまでした。あの、いろいろと審議いただいたお疲れの中でありまして、最後にちょっと、報告とお願いを申し上げたいと思っております。

あの、今日ここにあの、教育長も同席されておりますけれども、先般、教育長の方からあの、教育長の職を辞職したいという申し出がございまして、まあいろいろとお話をさしていただきましたけれども、まあ事情としてやむを得ないだろうということで、辞表を受理させていただいております。また、あの、旧南光町から出ておられます教育委員の篠原教育委員さんも、この任期をもって辞めたいということで、辞表が出されております。まあ、これについてもいろいろと事情を聞きまして、一応受理をさしていただきました。そういうことで、これからですね、教育委員さん2名、あの、またその中で教育長ということになりますけども、人選を行いましてですね、この議会の最終日に提案をさしていただく予定にさせていただきたいと思っております。まあ、そういうことで、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

〔高見君「あかんぞ、それ。慰留したんかいや」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 慰留はしました。

議長（梶原義正君） それでは、以上で今日は散開いたします。どうも御苦労さまでした。

ちょっとお待ちください。あの、今度、予算審査の特別委員会を開きますので、その正・副委員長に就任されたお二人からごあいさつをしたいということなんで、しばらくお願いします。

8番（井上洋文君） どうもあの、この度あの、大役の。まあ、限られた時間でございますので、当局及び議員の皆さんにおかれましては、議事がスムーズにいきますように御協力いただきまして、私のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

25番（山田弘治君） 委員長から言っていただきましたんで、またあの、委員長共々よろしく願いいたします。

議長（梶原義正君） それでは、本日はこれで散開いたします。御苦労さまでした。

午後 2時18分 散会